



しあわせ
実感
まっかめ

第1期
松川町こども計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的及び趣旨と背景	2
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象となる「こども・若者」の範囲	4
5. アンケート調査の実施	4

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1. 統計による松川町の状況	6
----------------	---

第3章 計画の基本理念

1. 基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 施策体系	10

第4章 施策の展開

1. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる支援体制の構築	12
2. こども・若者の良好な生育環境の確保と切れ目のない支援	20
3. 健やかに成長、自立できる社会づくり	29

第5章 推進体制

1. 計画の推進に向けて	38
2. 計画進捗・評価	38

資料編

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策	40
2. 松川町こども計画策定のためのアンケート調査	50
3. 松川町子ども・子育て会議委員名簿	55
4. 松川町子ども・子育て会議設置要綱	56

第1章

計画の概要



1. 計画策定の目的及び趣旨と背景

計画策定の目的

本計画は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するためのこども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。松川町が施策を展開していくうえでの、計画の趣旨・期間、位置づけ、計画の基本的な考え方等を示します。

趣旨と背景

こどもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望であるこどもが安心して育つことができる環境、安心して子育てできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、2023年の合計特殊出生率は1.20となり、統計を取り始めて最も低くなりました。政府が2025年度までにめざす「希望出生率」の1.8を大きく下回っています。その背景には、未婚化や晩婚化の進展、若者の結婚及び出産に関する意識の変化、育児に対する経済的負担、仕事と子育ての両立に対する負担等が挙げられます。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

近年では、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、急激で先を見通すことができない社会の変化は、成長の過程において様々な影響を受けやすいこどもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、これまでにない多大な影響を及ぼしています。

多くのこども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加等、こども・若者が置かれている環境はより厳しさを増しています。

国では、幼児期までの全てのこどもの育ちを保障するため、社会全体への普及啓発に取り組み、政府全体を主導していくことを目的として、令和5年4月にこども家庭庁が設置されました。併せて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。

本町では、平成27年度に「第1期 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。今回、第2期計画が令和6年度末で終了することから、「第3期 子ども・子育て事業計画」の内容を包含した「第1期 こども計画」を令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

なお、各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価を行って参ります。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」であり、次の計画を包含するものとして位置づけられるものです。

子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」

子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する「市町村子ども・若者計画」

子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する「市町村計画」

本計画の推進にあたっては、本計画の目標項目に関連する、松川町で作成した次の計画と整合性を図るものとします。

- ・ 松川町地域福祉計画
- ・ 松川町健康増進計画 健康まつかわ 21
- ・ 松川町障がい福祉計画・松川町障がい児福祉計画
- ・ いのち支える松川町自殺対策基本計画
- ・ 松川町学校施設等長寿命化計画

また、「第 6 次松川町総合計画」にある町の将来像やこれに向けた方針・取組と整合を図り達成するため、個別の分野について、より具体化する計画です。「第 6 次松川町総合計画」において基本的指針となっている、町民の幸福度・暮らしやすさをわかりやすく可視化するための「ウェルビーイング（地域幸福度）指標」に併せて、国際社会共通目標である持続可能な社会の実現へ向けて、SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、具体的な施策や数値目標を定め、策定しています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画策定	第1期 松川町こども計画【本計画】					
					次期計画策定	次期計画

4. 計画の対象となる「こども・若者」の範囲

この計画の対象となる「こども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満とします。

ただし、社会的に困難を有する若者や結婚支援を必要とする若者は、概ね40歳代前半までを対象とします。

5. アンケート調査の実施

●「第3期松川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」

「第3期松川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、こどもや子育て世帯の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握、整理するとともに、保育サービス等の需要並びに事業量等を見込み、今後の地域における子育て支援等に必要なニーズを把握分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施しました。

この調査では、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを把握するためニーズ量を算出しました。

●「松川町こども計画策定のためのアンケート調査」

「第1期こども計画」を策定するため、国が示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こどもや若者の意見を聴き、計画へ盛り込むため、「松川町こども計画策定のためのアンケート調査」を行いました。

【対象者】

- こども世代：町内在住の小学4年生から中学3年生の児童及び生徒
- 若者世代：町内在住の15歳から29歳までの内、無作為に選んだ300人の若者

第2章

こども・子育てを取り巻く現状



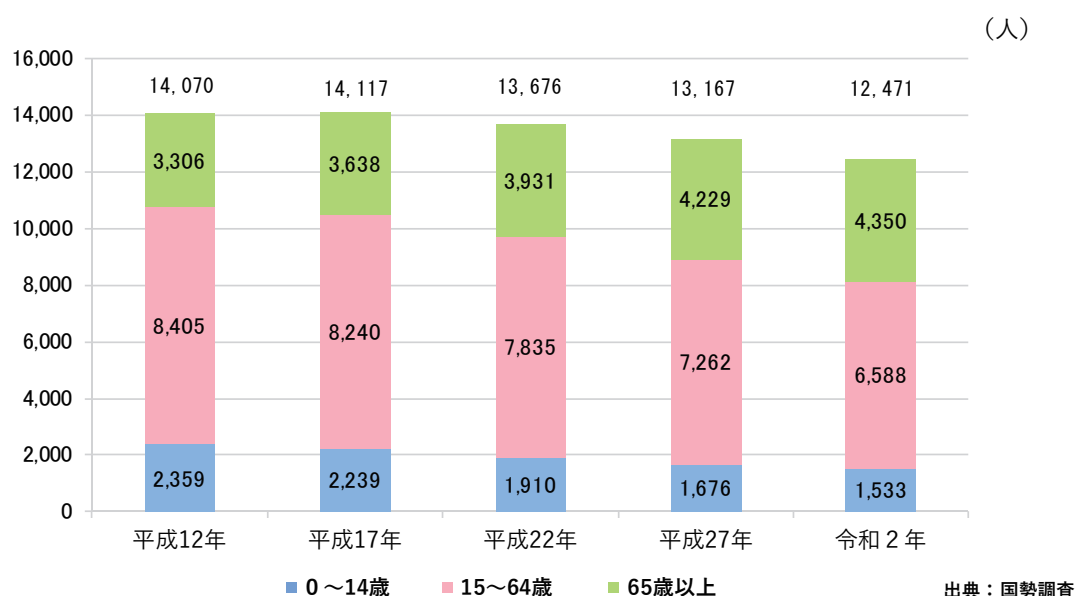
1. 統計による松川町の状況

人口・世帯の状況

● 人口及び年齢3区分別人口の推移

平成12年から令和2年までの人口の推移をみると、平成17年に14,117人まで上昇した人口が令和2年には12,471人となり、1,646人減少しました。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者は年々増加している一方、0～14歳の人口は平成7年をピークに減少しています。

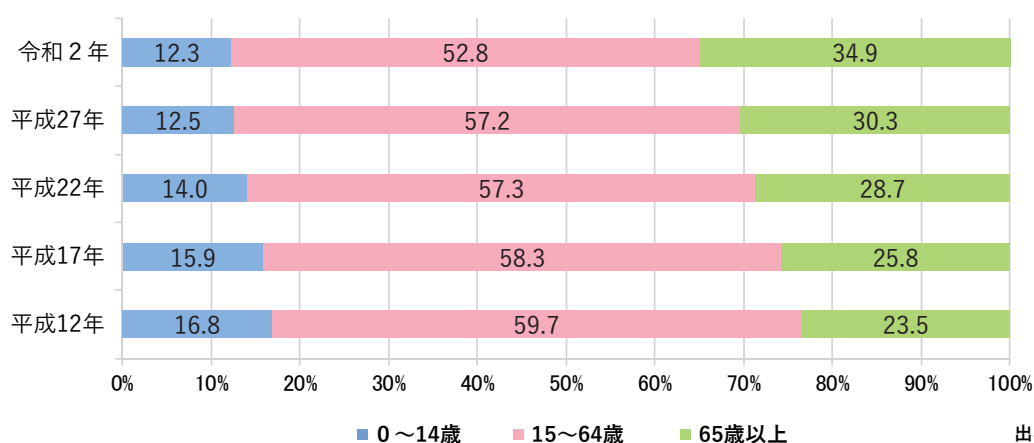
【人口の推移】



● 年齢3区分別人口割合の推移

平成12年から令和2年の年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、20年間で4.5ポイント減少しています。65歳以上の高齢者の割合は20年間で11.4ポイント増加しています。

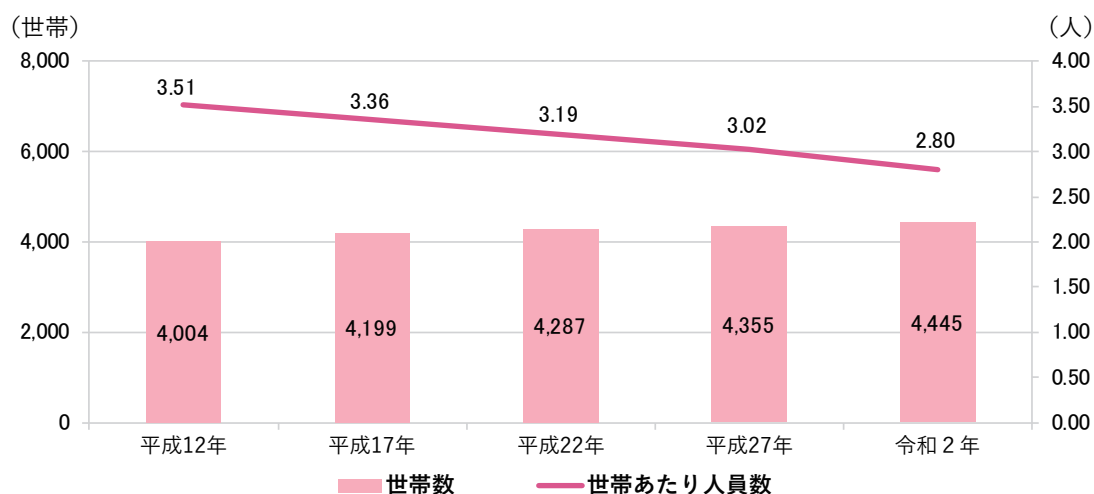
【階層別人口の推移】



● 世帯数の世帯当たり人数の推移

平成 12 年度から令和 2 年度の世帯数をみると、20 年間で 441 世帯増加し、世帯当たりの人数は 0.71 人減少しています。

【世帯数・世帯当たり人数の推移】

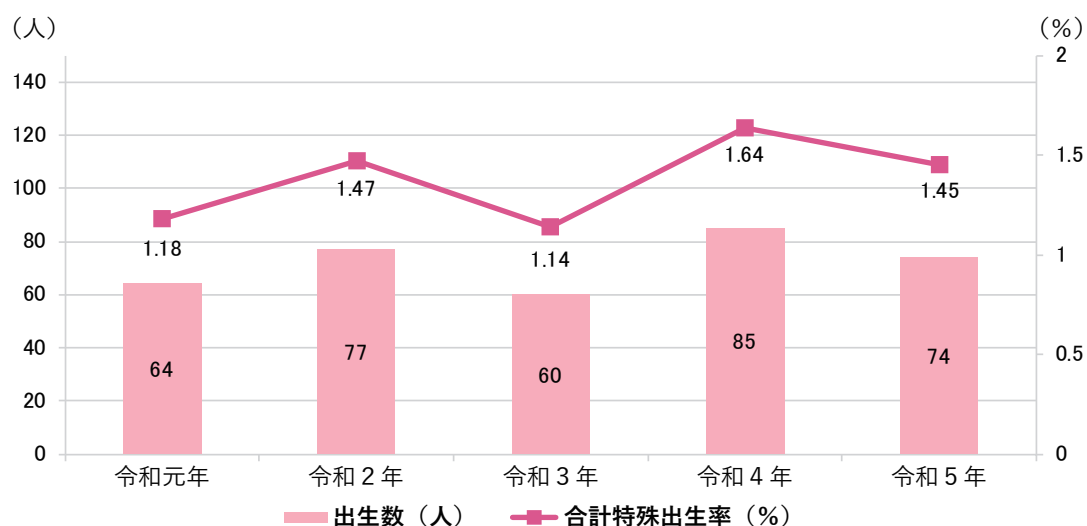


合計特殊出生率の推移

● 出生数及び合計特殊出生率の推移

出生数は、平成 30 年まで 90 人以上が維持されていましたが、令和元年 64 人と大きく落ち込みました。その後は、増減を繰り返し令和 5 年は 74 人となりました。15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率をみると、令和 3 年に大きく落ち込みましたが、令和 4 年に過去 20 年で一番高い 1.64% となりました。

【出生数及び合計特殊出生率の推移】



第3章

計画の基本理念



1. 基本理念

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めています。

本町でも、すべてのこども・若者が置かれている状況を踏まえ、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで切れ目なく、次代を担うこども・若者を地域社会全体で支え、応援する取り組みを行うため、この6原則を基本理念と定め、共に育ち合う町の実現を図ります。

1. 「個人・基本的人権の保障及び差別の禁止」

全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること。

2. 「生命、生存及び発達に対する権利」

全てのこどもについて、適切に養育されること・その生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法
の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

3. 「児童の意見の尊重」

全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4. 「児童の最善の利益」

全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。

5. 「こどもの養育環境の確保」

こどもの養育は、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境を確保すること。

6. 「社会環境の整備」

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備をすること。

2. 基本目標

「こどもまんなか社会」における、すべてのこども・若者への切れ目のない支援

「こどもまんなか社会」とは、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進めるための取組みのことです。「こどもまんなか社会」実現のため、すべてのこども・若者への切れ目のない支援体制を整えるとともに、関係機関や地域との連携を深めていきます。

3. 施策体系

本計画では、基本目標の達成に向けて、次の3つの基本方針のもと、施策を展開します。

結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる支援体制の構築

- 就業の支援
- 結婚の支援
- 妊娠、出産及び子育ての支援
- 乳幼児期からの健やかな成長の土台づくり
- 子育ての不安を解消できる環境づくり

こども・若者の良好な生育環境の確保と切れ目のない支援

- こどもの貧困対策
- 家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援
- いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
- ニート・ひきこもりの支援
- 障がいのあるこどもの支援
- こども・若者のいのちを支える
- 特に配慮が必要なこどもの支援

健やかに成長、自立できる社会づくり

- 幼児教育の推進・特色ある保育園運営
- 松川町学園化構想（保小中連携）の推進
- 心身の健康の基盤づくり
- 青少年の健全育成・居場所づくり

第4章

施策の展開



1. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる支援体制の構築

就業の支援

● 現状・課題

若年層の非正規率は減少傾向にあるものの、正社員と非正規社員の間には賃金格差があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方や、働く場所に関する意識の変化等を捉え、若者の就職を促進していく必要があります。

● 施策の方向

松川町無料職業紹介所での求人情報の周知、また、就職ガイダンスや企業説明会等を開催することで、働く場所の紹介を広く行い、若者の就業に繋がります。

施策名	内容 / 担当
松川町無料職業紹介所	- 無料職業紹介所を開設し、公共職業安定協会（ハローワーク 飯田・伊那）の情報を提供します。 - 雇用就業相談員を配置し、企業と連携して求人情報を発信します。 雇用就業相談員が、常時相談を受けられる体制を整えます。 【産業観光課】
就職・再就職相談会の開催	- 再就職や転職、仕事復帰を目指す女性、都市部からの移住定住者等、多様な人材の求職就業を支援するためのプログラム（職業紹介・履歴書等添削サービス・面接対策サポート等）を提供します。 - 雇用就業相談員が中心となり、学生を対象とした就職ガイダンスや女性の就業相談会等のイベントを開催します。 【まちづくり政策課・産業観光課】

結婚の支援

● 現状・課題

未婚化、晩婚化が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出会いの機会が減少しているため、多様な出会いの機会を創出していく必要があります。また、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者への支援をしていく必要があります。

● 施策の方向

結婚の価値観が多様化する中、未婚を選択する自由を尊重しつつ、結婚を希望する方への出会いの場の支援を行います。

施策名	内容 / 担当
男女の出会い、交流の場の創設	長野県婚活支援センターが運営する「ながの結婚マッチングシステム」の窓口や登録事務等を行います。町広報誌やホームページ等を活用し、積極的な情報提供を行います。 【保健福祉課】
結婚新生活支援事業	経済的な理由で結婚に踏み出せない若者（夫婦の合計所得500万円以下）を支援するため、新婚生活にかかる家賃や引越し費用等の助成を行います。対象者が29歳以下の場合は助成金の上乗せを行い、結婚新生活を応援します。 【保健福祉課】

妊娠、出産及び子育ての支援

● 現状・課題

令和4年から不妊治療が保険適用となりましたが、治療内容の情報やその選択等、不妊・不育症に関する悩みが複雑化していることに加え、結婚や妊娠年齢の高年齢化が進んでいることから、妊娠や出産に関する相談や経済的支援に対するニーズはさらに高まっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に経済的な不安感が増したことでこどもを持つことに後ろ向きになっている方も多くなっています。

● 施策の方向

こどもを授かることを望む夫婦の経済的な負担軽減や、妊娠期から出産期の母子の健康が確保され、安心・安全な出産ができる支援を行います。また、妊娠による母体の変化や、生活のあり方を理解する機会をつくり、父親の子育て参加を推進していきます。

施策名	内容 / 担当
めばえ相談事業 (不妊・不育に悩む方の相談場所)	不育症及び不妊症に悩む夫婦(事実婚を含む)を支援するため、不妊治療に関する相談の専門家による無料カウンセリングを実施します。病院へ行くタイミング、検査や治療について、また気持ちの整理の方法等幅広い相談をお受けします。 【保健福祉課】
めばえ支援事業 (不妊治療費助成)	不育症及び不妊症治療の経済的負担を軽減するため、医師の診断を受けた検査及び診療等に係る治療(保険適用、保険適用外、いずれも対象)に要する本人負担分に対して、費用の一部を助成します。 【保健福祉課】
両親学級の開催	- 妊娠中の生活や身体、出産、育児についての学習を行います。 - 父親支援のための方策を検討し、実施します。 【保健福祉課】
妊婦訪問	安定した妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるように、妊娠中期以降に保健師、助産師が訪問し、赤ちゃんの発育の確認やお母さんからの相談をお受けします。 【保健福祉課】

施策名	内容 / 担当
産後健診・産後ケア事業	・ 出産後間もない母親のため、おおむね産後 2 週間と 1 か月の 2 回、産婦健診の費用を助成します。 ・ 産婦が、病院での宿泊や生活を送ることで、心身のケアや相談（育児のサポート）を受けられるよう、費用の一部を助成します。 【保健福祉課】
授乳・育児サポート事業	2 歳未満の乳幼児の保護者を対象に、授乳・育児に関する相談や家事援助、保育サポートを受ける際に使える「授乳・育児サポート券」を支給します。 【保健福祉課】
保育サポート事業	参観日、通院、冠婚葬祭等により育児の援助を受けたい方と援助できる方が会員となり、児童館や保育園での育児援助ができない部分を会員同士で補いあい、育児負担の軽減を図ります。 【保健福祉課】
セルフプラン作成	すべての妊産婦や乳幼児、保護者や家庭等が、妊娠や出産、子育てに向けて、必要とするサービスを適切に選択して、サービスの利用計画を立てる「セルフプラン」を、保健師が対象者全員と出会う機会（妊産婦訪問時）に作成します。 【保健福祉課】
子育て支援サービス等の周知	・ 町で行う「妊娠、出産及び子育て支援」について説明するリーフレットを作成し、婚姻届提出時に配布します。 ・ 不妊治療、出産、産後ケア等、婚姻後必要な情報を広く周知します。 ・ 国や県で行っている助成事業等の情報について周知を行います。 【国】 ・ 児童手当・児童扶養手当 ・ 妊婦のための支援給付 【長野県】 ・ 妊活検診（不妊検査）費用助成事業 ・ 不妊治療（先進医療）費用助成活動事業 ・ 不育症治療支援事業 ・ 不育症検査費用助成事業 等 【保健福祉課】

乳幼児期の健やかな成長の土台づくり

● 現状・課題

こどもの健やかな成長に欠かすことのできない保健や医療の充実により、全てのこどもがいつでも適切な医療を受けられるよう支援しなければなりません。こどもや育児環境の実態を踏まえた親の育児力形成の支援を行います。また、相互的な対人関係や、コミュニケーションに難しさを感じている親子が増えている現状への対応が必要です。

● 施策の方向

乳幼児健診事業を充実させ、こどもの発達・発育の状況・子育ての悩み等を保護者や仲間と共有できる場を作ります。こどもの成長段階や保護者の悩みに応じたさまざまな専門職が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。また、全てのこどもが適切な医療を受けられる経済的支援も実施します。

施策名	内容 / 担当
乳幼児健診・相談の実施	1歳半、3歳児の法定健診に加え、町独自となる4か月児健診及び、7か月、10か月、12か月、2歳、2歳半児相談を実施します。 保健師や栄養士、臨床心理士、言語聴覚士等による相談事業のほか、保護者や家族がつながれる場として活用します。 【保健福祉課】
2か月児訪問事業	生後2か月の乳児がいる家庭へ助産師又は保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、発達の確認やお母さんからの相談をお受けします。 【保健福祉課】
福祉医療費助成	出生から18歳までのこどもを対象に、病気やけがで通院・入院した場合の医療費を助成します。医療を受けやすくするため、医療機関等で支払う額を一部負担金（300円）のみとします。 【保健福祉課】
療育あそびの教室	個々のこどもの社会的なスキルやコミュニケーション能力を向上させることを目的に、親子でふれあい遊びや課題遊びを行いながら、こどもの成長や発達を促します。理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士等による専門相談を行います。 【保健福祉課】

子育ての不安を解消できる環境づくり

● 現状・課題

友人や親類が近くにいない保護者は孤立感を感じながら日々子育てをしています。松川町では、子育て家庭の交流の場である子育て支援センターが町の中心部から離れており、利用しづらいという声も多く聞かれます。地域へ出向き、子育ての仲間に出会えるきっかけづくりをすることも大切な役割と考えられます。合わせて、多様化する子育てニーズに対応するために必要な施設改修、遊具の更新等の環境整備を進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで以上に経済的な不安感が増したことによりこどもを持つことに後ろ向きになっている方も多く、子育てに伴う経済負担の軽減に取り組む必要があります。

● 施策の方向

妊娠期から子育てに関する町のあらゆる機関や同年齢の子をもつ保護者とつながりながら、安心してこどもを産み育てることができる支援体制の確立を目指します。

こどもの成長段階や保護者の悩みに応じ、さまざまな専門職が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。親子が安心して利用できる施設や遊び場を計画的に整備し、子育てに関する情報の提供を行い、保護者が保護者として成長できるよう支援します。また、子育て世帯の経済的不安を解消するため、節目での給付や軽減を行います。

施策名	内容 / 担当
こども家庭センターの充実	- こども家庭センター係を設置し、こどもや子育て世帯等を対象に医療、福祉等の多方面から一体的な切れ目ない支援を行います。 - 妊娠、出産、子育て全般に関する相談の他、こどもの発達状態、児童虐待や貧困、ヤングケアラー等に関するあらゆる問題に対応します。 【保健福祉課】
子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業)	- 子育て支援センターおひさまを運営し、親子が安心して利用できる遊び場の提供、子育て全般に関する相談や援助を行います。 - 地域の施設を活用した子育て支援活動を行います。 - 子育て支援センターの施設や遊具等を計画的に整備します。 【保健福祉課】
子育てサークル活動支援	未就園の親子が仲間と集い、交流する場を提供するため、年齢や興味に合わせたさまざまな子育てサークル活動の企画、運営、自主サークルの支援をします。 【保健福祉課】

施策名	内容 / 担当
ペアレント・トレーニングの実施	こどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムを実施し、こどもとの向き合い方を学ぶ機会を提供します。 【保健福祉課】
赤ちゃんクラブ事業	- 妊婦から 12 か月児までの親子を対象に、子育てへの不安解消や仲間づくりの場、子育てに関する講演会や、おしゃべり会等を通して母親同士の交流を図ります。 - 保健師等へ、気軽に心配事を相談できる体制を整えます。 【保健福祉課】
ブックスタート事業	- 絵本を介して親子で楽しいひとときを過ごすことを願い、7 か月児と保育園を卒園する児童に絵本をプレゼントします。 - 町図書館等を計画的に整備し、同じ年齢の親子が集い、保護者が交流できる場として活用します。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
保育園開放日	未就園児とその保護者に保育園を開放し、園児や親同士の交流、安心して利用できる遊び場、子育て情報の提供を行います。 【教育委員会事務局】
出生子育て支援金	出産日の時点で、松川町に住民登録してから 1 年経過したご家庭を対象に、生活の支援、定住を促進するため、支援金を給付します。 【保健福祉課】
妊婦のための支援給付交付金（国交付金）	妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を目的として国から交付される妊婦のための支援給付交付金の支給事務を行います。 ※流産、死産した場合も対象 【保健福祉課】
保育料軽減（3 歳未満児）	次に該当する世帯は、3 歳未満児の保育料を軽減します。 - 多子世帯 第 2 子…半額 第 3 子以降…無料 - ひとり親世帯 第 1 子…最大 9,000 円 第 2 子以降…無料 - 低所得親世帯（町民税 57,700 円未満・在宅障害者世帯 77,101 円未満） 第 1 子…半額 第 2 子以降…無料 【教育委員会事務局】

施策名	内容 / 担当
保育園等・小中学校 給食費無償化事業	物価高騰等により家計が圧迫されている子育て世帯の負担を軽減するため、保育園等（3歳児クラス以上）・小中学校における給食費の全額を公費により負担します。 【教育委員会事務局】
入学祝い金	その年度の4月1日に松川町に住所があり、小中学校に新入学する児童生徒の保護者に対し、入学祝い金を支給します。 【教育委員会事務局】
若者定住住宅取得 祝金	45歳以下の方が町内へ住宅を建築・取得した際にお祝い金を交付します。対象者が子育て世帯やUIターン者等の場合には、合わせて加算額を支給します。 【まちづくり政策課】

2. こども・若者の良好な生育環境の確保と切れ目のない支援

こどもの貧困対策

● 現状・課題

県内では、10 人に 1 人のこどもが地域水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のことを指す相対的貧困の状況にあり、中でもひとり親世帯の約半数が相対的貧困状況になっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による収入の減少や物価高によって生活の苦しさが増し、授業理解度の面での格差の拡大により大学等への進学を断念することもあるなど、貧困が連鎖していく恐れがあります。

● 施策の方向

経済的な理由等により、学習意欲があるにも関わらず進学の手が奪われることがないよう奨学金制度や補助金制度を確立し、学びの場の支援を行います。

施策名	内容 / 担当
松川町奨学金貸付事業	松川町に居住し、経済的理由によって高等学校または大学（これらと同等と認める学校も含む）への就学が困難な方に対して、毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与します。 【教育委員会事務局】
準要保護児童・生徒就学援助	経済的な事情により学年費等の納入が困難な家庭に、小中学校に通学する際に必要な費用の一部を支援します。 【教育委員会事務局】
ひとり親家庭福祉医療費助成	18 歳までのこどもがいるひとり親家庭の親に、病気やけがで通院・入院した場合の医療費を助成します。医療を受けやすくするため、医療機関等で支払う額を一部負担金（300 円）のみとします。 【保健福祉課】
こども食堂運営補助	こどもが一人でも安心して利用することができ、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する「こども食堂」を運営している法人に対し、安定的に運営するための補助金を交付します。 【保健福祉課】

家庭での養育に困難を抱えるこどもの支援

● 現状・課題

全国的に養育者による児童虐待は大きな問題となっています。児童虐待は貧困や家族形態の変動、障がいや疾病、社会的孤立等、あらゆる要因が複雑に絡み合って生じます。保護者支援という視点にたち、チームワークでの早急かつ適切な対応が必要となります。

● 施策の方向

こどもの最善の利益を実現するため、支援が必要な子ども及びその家庭を社会全体で支えていく取組みを推進します。児童虐待防止に向けて、虐待を未然に防ぐための相談体制を明確にし、虐待が疑われる家庭の情報共有や児童虐待対応のための知識を普及する等関係機関との連携の強化を図ることで、早期発見に努めます。児童虐待が起こってしまった場合には、関係機関と連携をとり、被害にあったこどもの保護や心身のケア、保護者との面談等、即時対応に努めます。

施策名	内容 / 担当
要保護児童対策地域協議会	- 要保護児童及び要支援児童の把握と適切な対応を検討するため、地域協議会の機能強化を図ります。 - 保育園、学校、児童相談所等の関係機関との連携を図り、こどもの保護やケアに努めます。 【保健福祉課】
担当者連絡会	こども家庭センター係を中心とした庁内関係職種・機関が連携する担当者会議を定期的に開催し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築支援により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。 【保健福祉課】
サポートプラン作成	要保護、要支援児童とその保護者、特定妊婦、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者を対象に「サポートプラン」を作成します。解決すべき課題、対象者の意向や支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載し、継続した支援を行います。 【保健福祉課】
子育て短期支援事業	保護者の病気・出産・看護・就労等家庭での養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れ等をリフレッシュするために、一時的にこどもを施設にてお預かりし、養育・保護を行います。 【保健福祉課】

いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

● 現状・課題

インターネット環境による人権侵害事案や、いじめ等社会の変化に応じたいじめ防止対策が必要となっています。こどもたちの意見を聞き、いじめの早期発見、早期対策が必要となります。また、社会の変化による家庭的な背景を要因とした不登校児童生徒が増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活のリズムが乱れやすい状況にあることや、制限のある中で交友関係を築くこと等登校する意欲がわきにくい状況であったこと等が要因として考えられます。

● 施策の方向

こどもの最善の利益を実現するため、支援が必要なこどもやその家庭を社会全体で支えていく取組みを推進します。困った時に SOS を出すことができる環境づくり、フリースクールをはじめとする学校以外の多様な学びの場を充実していくと共に、学校と民間団体との連携を強化します。

施策名	内容 / 担当
スクールカウンセラー（町心理職）による面談の実施	- こどもたちの悩みを受け止め、心理的な発達を援助することを目的として、スクールカウンセラー（町心理職）による小学6年生の全員面談を実施します。 - スクールカウンセラーは、週1日各学校に勤務し、児童生徒に対する相談の他、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、緊急対応における被害児童生徒の心のケア等を行います。 【保健福祉課・教育委員会事務局】
生徒指導専門員（不登校支援）の配置	生徒指導専門員を配置し、学校に登校していないこどもたちの支援を行います。 【教育委員会事務局】
フリースクール支援事業	町内のフリースクールに通う児童生徒の支援として、通学支援及び学習支援等を行います。 【教育委員会事務局】

施策名	内容 / 担当
ケース会議を通じた 児童生徒の支援体制の 強化	不登校やいじめ等の問題、要支援児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるため、スクールカウンセラーによる面談を行います。 また、児童相談所をはじめとする町内外の各種関係機関を交えたケース会議等を行い、連携を強化し支援体制を確立します。 【保健福祉課・教育委員会事務局】
いじめに関する学習	• 12 月の人権週間に合わせ、小中学校の児童・生徒を対象に、いじめ等の人権問題について講演会や授業で学習を行います。 • 全児童・生徒を対象に「いじめに関するアンケート」を行い、いじめの早期発見、早期解決に向け職員で共有し対応します。 【教育委員会事務局】

ニート・ひきこもりの支援

● 現状・課題

新型コロナウイルス感染症の流行により、人と直接会ってコミュニケーションをとる機会が減り、20代、30代や失業中の方、低所得の方において、特に孤独感が高くなっています。複雑・多様な背景により、ニート・ひきこもり状態であるこども・若者への重層的な支援が必要です。また、不登校のまま中学を卒業して家居状態のこどもや中途退学した生徒が支援機関へつながりやすい連携体制の構築も求められます。

● 施策の方向

困難を抱えるこども・若者やその家族が、年齢階層で途切れることなく、それぞれが置かれた状況に合わせて総合的・体系的・継続的にきめ細やかな支援を受けられるように、重層的な支援を行います。

施策名	内容 / 担当
重層的支援の実施	保健師や包括支援センター職員による訪問時の情報等を基に、支援機関同士が効果的に連携しながら、ニート・ひきこもり等複雑な困難を抱えるこども・若者の早期発見、支援を行います。 NPO 法人等と連携し、訪問や居場所の確保・運営を行います。 【保健福祉課】
ひきこもり相談	ひきこもり相談員による、本人や保護者、家族との面談を行います。 個人への支援ばかりではなく、ひきこもりサポーター・NPO 法人等と連携し広域的なひきこもり支援を行います。 【保健福祉課】
就労支援事業	失業等によりニートやひきこもりとなった方等の社会復帰をサポートするため、生活就労支援センター「まいさぼ下伊那」や「いいだ若者サポートステーション」と連携し、就労支援を行います。 【保健福祉課】

障がいのあるこどもの支援

● 現状・課題

障がいのあるこどもとその家族が、地域で安心して生活するための支援や、子育てをサポートする体制づくりが必要です。特に特別支援学校に在籍するこどもは、居住する地域の同世代の仲間や住民とのつながりがほとんどない場合が多く、その保護者からは、非常時や将来において周囲からの支援が受けられないことを危惧する声があります。身体に障がいのあるこどもに合わせた施設改修が必要な場合もあり、安心して生活できる環境づくりも必要です。

医療的ケア児は、日常生活において医療的なケアや医療機器を必要とするこどもです。地域の保育園や学校へ通園、通学する場合、日々の健康管理や医療的ケアの実施、緊急事態への対応などを担う医療的ケアを実施できる人員の確保、医療的ケアを行うための設備や環境整備が必要です。

● 施策の方向

障がいや医療的ケアの程度等に応じた、教育・保育が受けられるように支援を行います。また、乳幼児から保育園、保育園から小学校、小学校から中学校へスムーズに就園や就学をすることができるように、関係機関で連携し支援の継続を行います。障がい等があるこどもが安心して保育園や学校で生活するため、必要な施設整備及び環境整備を行います。

施策名	内容 / 担当
未就園の障がい児支援	生まれつき障がいがあるこどもや発達に課題を持つこどもに対し、保護者の相談支援等を行い、こども発達センターひまわりや医療機関等の関係機関と連携し、こどものより良い発達の支援をします。保育園、小中学校で連携して支援を継続していきます。 【保健福祉課】
障がい児保育事業	• 保育園において障がい児保育を実施し、集団生活が可能な軽度の障がいのある児童の保育ニーズに対応します。 • 加配保育士を配置し、個別支援計画に基づき、個別支援を行います。 • 町心理職が定期的に保育園を巡回し、個々の状況を保育士と共有しながら、こどもや保護者へのより良い支援を行います。 【教育委員会事務局、保健福祉課】
支援を必要とする児童生徒への教育的支援	発達障がい等の児童生徒に対する学校生活上の支援、学習指導上の支援等を行うため、小中学校へ教育支援員を配置します。 【教育委員会事務局】

施策名	内容 / 担当
松川町児童生徒就学相談委員会の設置	教育上特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な就学・教育支援・特別支援教育の充実を図るため、児童生徒就学相談委員会を設置し、適正な就学及び就学先の判断を行います。 【教育委員会事務局、保健福祉課】
松川町保育園小中学校医療的ケア運営協議会の設置	保育、教育上医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒の健康保持に必要な医療的ケアの実施又は不実施の決定及び医療的ケアの実施に係る環境の整備等を行うための協議会を設置します。 【保健福祉課】
特別支援教育就学奨励費の支給	保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の学年費等の一部を支援します。 【教育委員会事務局】
副学籍制度による交流	特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地校にも副次的な籍をおき、共同学習や交流をはかる仕組みである副学籍制度を活用し、交流を通じて、居住する地域とのつながりを維持、継続します。 【教育委員会事務局】

こども・若者のいのちを支える

● 現状・課題

全国的に 15 歳から 39 歳の死因の第 1 位を自殺が占める状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による孤立感や不安の高まりが拍車を掛ける恐れがあります。

県内における未成年（20 歳未満）の自殺の原因として、親子・その他家族関係の不和、統合失調症、就職失敗・生活苦、学業不振が全国の割合より高くなっています。問題が発生しても相談しても変わらないとあきらめたり、相談すること自体をためらったりして結果的に自殺につながることもあります。その他、ひきこもり・ヤングケアラー等の問題もあり、個人への支援ばかりでなく、地域連携・社会制度のレベルごと支援をしていく必要があります。

● 施策の方向

自殺の背景にあるとされる様々な問題は人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺の発生を防ぐには、様々な問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から知っておくことが重要です。保護者や地域の関係者等と連携しつつ、当事者はもちろん、地域全体で SOS の出し方に関する教育を推進することで、問題を抱える前の段階から対策を講じ、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

施策名	内容 / 担当
SOS の出し方に関する授業・講座の実施	・思春期に移行する小学校高学年と、小学校との違いからメンタル面に不調をきたしやすい中学 1 年生を対象に授業を行い、ひとりで悩まず相談することの大切さやストレス対処法を伝えていきます。 ・地域の出前講座等を活用し、大人向け SOS 出し方講座を開催し、悩みを抱える人だけでなく、支援者へ向けての講座を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
児童生徒に対する支援体制の強化	・学校と連携し、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱える児童、生徒の早期発見、現状把握のためのアンケート調査を行います。アンケートの質問項目として希望する相談先(学校、役場職員等)を選んでもらい、相談機会を設けます。 ・適切な対応を進めるために、町内外の各種関係機関を交えたケース会議等を通じて、支援体制を確立します。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
ゲートキーパー養成講座の開催	民生児童委員、学校職員、PTA、役場職員等、こどもに関係する機関にゲートキーパー養成講座※の受講を奨励し、気づきの力を高めてもらうことにより、問題を抱えたこどもや若者の早期発見及び支援の提供を進めます。 ※ゲートキーパー養成講座 地域の中で自殺危機の可能性のある人に会った際、そのサインに気づき、必要に応じて、相談機関につなげるためのスキルを身につける講座。 【保健福祉課】

特に配慮が必要なこどもの支援

● 現状・課題

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、また社会的な認知度が低いことから支援が必要なこどもがいても、こども自身や周囲の大人が気づくことができないおそれがあります。福祉・介護・医療・教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見したうえで、必要な支援を行うことが重要です。

グローバル化や生産年齢人口の減少に伴い、外国人労働者やその家族であるこども・若者が今後、増加することが予測され、就園・就学の確保や、日常や学校生活における共生が課題となります。

● 施策の方向

学校や地域との連携により、ヤングケアラーの早期発見・把握を図ると共に、福祉や家事・育児サービス、学習支援等の適切な支援に繋ぐため、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

転入転出や入園入学の手続きを行う際、日本語での対応が難しい場合の説明や保護者からの相談に対応するための整備を行います。

施策名	内容 / 担当
子育て世帯訪問支援事業	家事と育児の両立に対し負担や不安を抱える子育て家庭、または妊産婦やヤングケアラー等が居る家庭を訪問し、日常的な家事支援を行うことで、虐待等の不適切養育の未然防止を図ります。 【保健福祉課】
配慮が必要なこどもの早期発見・実態把握	小学4年生から中学3年生向けに、タブレットを使ってアンケート調査を行い、特に配慮が必要なこどもの早期発見・実態調査を行います。結果に基づき、学校等関係機関と連携し、支援を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
外国籍保護者への対応	保健福祉課窓口には翻訳機を設置し、役場窓口で行う手続きや入園入学の手続き等の支援をします。 また、翻訳機を使い、日本語に難しさを感じている保護者の育児や日常生活への不安等の相談をお受けします。 【保健福祉課】

3. 健やかに成長、自立できる社会づくり

幼児教育の推進・特色ある保育園運営

● 現状・課題

保護者の就労形態の多様化により、乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等のニーズは今後も増加することが考えられます。保護者が安心して預けられる保育サービスを提供し、保護者の育児に対する負担感を軽減することが、家庭の安定へとつながります。保護者からは、保育を必要とする事由の見直しを求める声もあり、今後検討が必要です。

立地条件や地域の団体との交流等、園の特徴を生かした運営を行い、地域に根差した特色ある保育園づくりをする必要があります。

多様化する保育ニーズに対応するために必要な施設改修、遊具の更新等の環境整備を進める必要があります。

● 施策の方向

保育所保育指針に基づく「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮しながら、保護者の求める保育ニーズに対応するべく、公立保育園4園、へき地保育園1園を運営します。

保育所保育指針に基づく「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- | | | |
|---------------|-----------------------|------------|
| ①健康な心と体 | ⑤社会生活との関わり | ⑨言葉による伝え合い |
| ②自立心 | ⑥思考力の芽生え | ⑩豊かな感性と表現 |
| ③協同性 | ⑦自然との関わり・生命尊重 | |
| ④道徳性・規範意識の芽生え | ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 | |

へき地保育園である福与保育園では、「信州型自然保育 やまほいく」の認定を受け、独自の保育を進めることで園児数を確保し安定的な運営に繋がります。他の保育園でも園の特徴を生かした地域性ある保育園運営を推進します。

こどもたちが安心して利用できる施設や遊び場の整備を計画的に進めるとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、フィールド及び職員の確保を行います。

施策名	内容 / 担当
延長保育事業	保護者のさまざまな就労形態に対応できるよう、町内5園で延長保育を実施します。 【教育委員会事務局】
一時保育事業・ 休日保育事業	保護者の疾病・冠婚葬祭・仕事等により、就園前の乳幼児をご家庭で保育できない場合の「一時保育」、町内の保育園に通っている児童を対象に、日曜日や祝日の保育ニーズに対応する「休日保育」を、名子中央保育園で実施します。 【教育委員会事務局】
病児・病後児保育事業	病気中や病気の回復期にある児童の保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、病児・病後児保育を実施します。 【教育委員会事務局】
やまほいく (信州型自然保育) の 実施	信州型自然保育「やまほいく」を福与保育園で実施します。フィールドの整備、やまほいくを行うための職員研修を行います。 【教育委員会事務局】
保育園地域活動事業	- 園と地域のふれあいのため、地域活動や交流事業を実施します。 - 小中学生や高校生、高齢者との世代間交流を行います。 【教育委員会事務局】
英語あそび	英語教育の保育ニーズが高まりつつある中、小学校から始まる英語教育の前準備として、町の外国語支援専門員が各園を巡回し、英語に親しみを持てるような英語あそびの活動を行います。 【教育委員会事務局】
あそびの楽校	自然と触れ合う活動を通して、創造力と逞しさ、協調性と自立心を養うことを目的として「およりての森」で自然体験活動を行います。 【教育委員会事務局】

松川町学園化構想（保小中連携）の推進

● 現状・課題

保育園と小学校での「保小連絡会」、小学校と中学校での「小中連絡会」を年数回開催し、こどもたちがスムーズに就学できるように、参観や個別支援に対する情報交換を行っています。さまざまな支援が必要なこどもが増えてきている現状、今後もきめ細かい対応について共に考えていく必要があります。

● 施策の方向

これまで保育園・学校ごとの完結型であった教育を保小中 12 年間の系統的な連携・一貫教育としていくために、保小中の職員が一堂に会し、授業参観等を通してこども達の実態を共有したり、専門委員会ごとに保小中共通の取組（テーマ）を決め出し、主体的な研究・実践・提案等を行ったりすることを通して、松川町学園化構想（保小中連携）を推進していきます。

施策名	内容 / 担当
保小連絡会・ 小中連絡会	スムーズに就学できるように、年間数回の会議を開催します。 参観等を行い、集団生活での様子等の確認、また支援を継続して行う必要があるこどもへの対応等の情報交換を行います。 【教育委員会事務局】
松川町学園化構想 （保小中連携）研修会 の開催	・保小中の職員が、専門委員会に分かれ、授業（保育）参観や研修会からニーズを把握し、委員会ごとのテーマを決め、主体的な研究、実践、提案等を行います。 ・学校だより等で情報発信を行います。 【教育委員会事務局】

心身の健康の基盤づくり

食習慣

● 現状・課題

肥満、高血糖傾向にある小中学校の児童生徒が増加しています。生活習慣病を早期発見し、こどもの頃から生活習慣病予防、食習慣の大切さ等について学習が必要となります。また、朝食を欠食するこどもや生活環境の変化により家族がそろわないまま食事をする「こ食」をしているこどもが増えています。朝食を抜くことによる集中力や記憶力の低下、血糖値の急変動、自律神経の乱れ、筋肉量の減少、そして病気のリスク上昇、「こ食」による栄養バランスの偏りにより、偏食になりやすい傾向があります。

9つの【こ食】

- | | |
|------------------------|-------------------|
| ①孤食：一人でとる孤独な食事 | ⑥粉食：パンや麺類等、粉類が中心 |
| ②固食：好きなものだけ食べる | ⑦虚食：朝食欲がない、何も食べない |
| ③個食：家族それぞれ、バラバラなものを食べる | ⑧濃食：味の濃い物ばかり食べる |
| ④子食：こどもだけで食べる | ⑨戸食：外食ばかりの食事 |
| ⑤小食：食欲なく、少しの量しか食べない | |

● 施策の方向

保育園・学校における健康診断を通じて、児童生徒の疾病や異常の早期発見及び健康の保持増進を目的とした健康状態の把握と健康教育の充実を図ります。

町と保育園・学校の栄養士、養護教諭等、食育に係る関係者が相互に連携しながら、こどもたちの食育活動を実践します。朝食を食べること、「共食」を行うことが、基本的な生活習慣を身につけることにつながります。食事の時間が、大切なコミュニケーションの場となり、こどもの成長に重要であること等を保護者や地域へ広く周知を行います。

施策名	内容 / 担当
生活習慣病予防学習	- 小中学生の生活習慣病早期発見のため、養護教諭と連携して生活習慣病予防の学習等を行います。 - 小中学生を対象に行う血液検査や健診結果を養護教諭とともに分析し、分析結果に基づき保健指導教材を用いて、授業や個別面談を実施します。また、学校と協力し、有所見者にはできるだけ保護者との三者面談により結果説明が行えるように調整します。 【保健福祉課、教育委員会事務局】

施策名	内容 / 担当
食育の推進	- 乳幼児健診や両親学級等で離乳食の試食を提供します。 - 保育園では、保育所保育指針に沿った食育推進（畑づくり等の学びの場）、有機食材を導入した自園給食の提供を行います。 - 学校では、食に関する指導計画に沿った児童生徒への食育の実施、保護者等への給食試食会の実施、小学校の米作り・農業体験、有機食材を導入した自校給食の提供等を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
規則正しい食生活の周知	朝食をきちんと食べること、共食（誰かと一緒に食事をする）をすることが規則正しい食生活につながります。町広報、園や学校からの給食だより等を用いて、保護者や家族への周知を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】

むし歯

● 現状・課題

むし歯や歯周病に代表される歯の疾患は、その発病進行により歯の欠損や障がい蓄積し、その結果として歯の損失につながるため、食生活や社会生活等に支障をきたし、ひいては全身の健康に影響を与えます。町の健診結果では、3歳児になるとむし歯のこどもが増える傾向にあり、幼少期からのむし歯予防を行う必要があります。

● 施策の方向

乳幼児健診や保育園、学校での定期的な歯科健診や講演会等を行う等、むし歯予防に努めます。

施策名	内容 / 担当
むし歯予防	- 乳幼児健診時に歯科医師、歯科衛生士による健診及び歯科指導を実施します。 - 保育園や学校で歯科健診を実施します。養護教諭や歯科医師と連携し、児童・生徒のむし歯予防の学習や歯科の実態共有を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】

思春期保健

● 現状・課題

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、こどもが心身ともに健やかに成長するための支援をすることにより、健全な母性・父性の育成を図ることが必要です。

成人年齢は引き下げられたものの、飲酒・喫煙は20歳になるまで禁止されていることから、引き続き飲酒・喫煙の防止を行う必要があります。

全国的に20歳未満の人工妊娠中絶は、近年横ばいで推移しており、引き続き知識の普及等を行っていく必要があります。

● 施策の方向

「自分を大切にする」という視点から、生命の大切さや親子の結びつき、薬物乱用防止、性についての正しい知識の普及等を行います。

未成年（20歳未満）の喫煙、飲酒、性病感染、薬物乱用にかかわる正しい知識の普及・啓発を行い、心身に与える影響、依存の怖さや周りに与える影響等を伝えていきます。

施策名	内容 / 担当
喫煙や薬物等に関する教育	・喫煙や飲酒、薬物に対する知識の普及・啓発を図るため、その害について教育指導を行います。 ・危険薬物だけでなく、市販薬であっても過量服薬（オーバードーズ）する等、誤った使用方法によって薬物乱用になり健康被害が発生するおそれがあります。薬物乱用の危険性や影響について、情報発信を行います。 【保健福祉課、教育委員会事務局】
性に関する健全な知識の普及	性に関する知識を養い育てるために、各学年に合わせた性教育を行い、理解を深めます。医療機関と連携し、「命の誕生・命の大切さ」等をテーマに児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。 【教育委員会事務局】

青少年の健全育成・居場所づくり

● 現状・課題

青少年の健全育成やより良い社会環境づくりのため、非行防止・インターネットの適正利用等、青少年を取り巻く環境に注視し、地域で青少年を見守り育てることが必要です。

少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動等、公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。将来的に地域の担い手となる青少年の公共的活動等への参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。

子育て期の共働き家庭の増加により、児童の放課後の居場所づくりとして運営している児童館利用希望家庭が増加しています。利用人数の増加に伴い、今後は施設の増設や利用人数の制限等見直しを考えていく必要があります。

● 施策の方向

インターネットの適正利用について、学校等を通じ青少年やその保護者へ正しい情報を発信し、依存の怖さや周りに与える影響等を伝えていきます。

次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域を知り、地域とつながる機会を提供するため、ボランティア活動や地域活動等の様々な体験活動への参加を促進します。

こどもたちが児童館で安全に過ごすための、施設整備・職員配置を行います。入館を希望する家庭の適切な審査を行い、児童館の健全運営を行います。また、児童館以外でこどもが安心して放課後や休日を過ごせる居場所づくりを検討します。



施策名	内容 / 担当
インターネットの適正利用についての情報発信	インターネットの適正利用に関する情報を収集し、青少年とその保護者へ向け情報発信を行います。 【教育委員会事務局、保健福祉課】
中学校ボランティア ニコニコボランティア	- 地域コーディネーターを配置し、中学生によるボランティア体験事業（ニコボラ）を進めます。中学生がボランティアを体験することで、自己有用感を高めるとともに、地域とのつながりを深めます。 - しごと☆未来フェア等生徒が実行委員となり、自らが主体となって進めること、他との協力を学びます。 【教育委員会事務局】
総合的な学習の時間	こどもたちが自ら学び、自ら考える力や学び方、ものの考え方などを身につけ、よりよく問題を解決する資質や能力などを育むことをねらいとして行う総合的な学習の時間を活用し、様々な方面の地域の方と交流する機会を作り、「ふるさと松川」についての学習を進めます。 【教育委員会事務局】
放課後こども教室	空き教室等を活用し、地域の方々の協力を得ながら、異学年児童との遊びの場を提供します。さまざまな体験や交流活動を行います。 【教育委員会事務局】
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労や介護・看護等の理由で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 【教育委員会事務局】
まつかわ マイプロジェクト事業	若者が中心となり、自分で決めたテーマから課題を設定し、つくりたい未来に向けたアクションの実行から自己探究・地域探究を行うプログラムである「まつかわマイプロジェクト」を実施します。 世代や立場を超えた交流、コミュニティづくりを行う多世代交流事業を進めます。 【教育委員会事務局】
ふるさと松川・ 学びの旅プログラム事業	学びの旅コーディネーターが主体となって、児童等が松川町の歴史を知る機会や松川町で思いをもって暮らす・働く「まつかわ人」と交流するプログラムを提供し、ふるさとへの愛着や誇りの醸成や自らの生き方等を深める機会を創出します。 【教育委員会事務局】

第5章

推進体制



1. 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

多様な主体との連携による推進

本計画は、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭や地域を始め、保育園や学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

情報提供・計画の周知

広報誌やホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2. 計画進捗・評価

計画の実行性を高めるために、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、本計画では各年における量の見込みと確保の内容について記載しており、計画どおりの見込みと確保のバランスがとれているかを確認するため、松川町子ども・子育て会議を毎年度開催し、点検・評価を行い、事業が計画に即して的確に実施されるように管理します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
各サービスの 確保の状況	毎年度の 点検・評価				
計画全体	計画見直しのための評価・検証				

資料編



1. 教育・保育等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、教育・保育施設の整備状況等の様々な条件を総合的に考慮して定める区域です。

本町では、町全体の人口規模が小さく、これを分割する小学校区では提供区域内での需給調整が難しいと考えられること等を考慮し、町全体を一つの区域として設定します。

教育・保育事業等の量の見込みの算出について

以下の項目について、全国共通で「量の見込」の算出を行うことが定められています。

教育・保育事業

	対象事業		認定区分
①	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園）		1号
②	保育認定	①幼稚園	2号
		②認定こども園および保育所	
	保育認定	③認定こども園および保育所＋地域型保育	3号

地域子ども・子育て支援事業

	対象事業		対象事業
①	延長保育事業	⑪	養育支援訪問事業
②	放課後児童健全育成事業	⑫	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
③	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライト）	⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業
④	地域子育て支援拠点事業	⑭	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑤	一時預かり事業	⑮	子育て世帯訪問支援事業
⑥	病児保育	⑯	児童育児支援拠点事業
⑦	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	⑰	親子関係形成支援事業
⑧	利用者支援事業	⑱	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑨	妊婦健診事業	⑲	妊婦等包括相談支援事業
⑩	乳児全戸訪問事業	⑳	産後ケア事業

量の見込みと提供体制の確保

● 教育・保育事業

教育・保育の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進します。

01 教育事業【1号認定】

- ・満3歳以上、教育標準時間認定
- ・幼稚園、認定こども園等での教育を希望される場合

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (A)	3	3	3	3	3
② 確保の方策 (B)	3	3	3	3	3
他市町村分	3	3	3	3	3
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※本町には、教育事業に対応できる施設がないため、他市町村の施設へ委託します。

02 保育事業【2号認定（保育）、3号認定（1・2歳児）、3号認定（0歳児）】

- ・2号認定：満3歳以上、保育認定
保育の必要な事由があり、保育園等での保育を希望される場合
- ・3号認定：満3歳未満、保育認定
保育の必要な事由があり、保育園等での保育を希望される場合

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	377	363	353	344	329
2号認定（保育）	245	243	230	221	206
3号認定（1・2歳児）	104	92	95	95	95
3号認定（0歳児）	28	28	28	28	28
確保の内容 (B)	450	450	450	450	450
B - A	73	87	97	106	121

【確保の内容】

※各園で年齢ごとの定員を設けていないため、0～5歳児の利用全体の量の見込みに対して、現在の提供体制を維持していきます。

2号認定、3号認定（2歳児）：5園（上片桐・大島・名子中央・双葉・福与）で実施

3号認定（0.1歳）：4園（上片桐・大島・名子中央・双葉）で実施

※保護者の就労状況等により、他市町村の施設へ委託します。

※入園を希望するこどもの人数に対応できるように、保育室の整備及び有効利用、職員の採用などを行います。

● 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進します。

01 延長保育事業

保護者の就労時間等により通常の保育時間を超えて保育を実施します。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	70	70	70	70	70
確保の内容（B）	70	70	70	70	70
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施園：5園（上片桐・大島・名子中央・双葉・福与）

※実施日：月曜日～土曜日 但し、土曜日は3園（上片桐・名子中央・双葉）のみ実施

02 放課後児童健全育成事業

保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や児童館などを利用し適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	188	179	166	158	153
1年生	49	46	42	42	45
2年生	47	42	39	36	36
3年生	42	40	35	34	30
4年生	30	30	28	25	24
5年生	14	16	16	15	13
6年生	6	5	6	6	5
確保の内容（B）	188	179	166	158	153
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：名子児童館・上片桐児童館

03 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設などを利用し必要な保護を行います。

（単位：人/年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	10	10	10	10	10
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライトステイ	5	5	5	5	5
確保の内容（B）	10	10	10	10	10
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：慈恵園・風越寮・風越乳児院

04 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

（単位：人/年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保の内容（B）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：子育て支援センターおひさま

05 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育園において、一時的にお預かりし、必要な保育を行います。

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	272	266	269	269	269
確保の内容(B)	272	266	269	269	269
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：名子中央保育園（利用上限）週3回程度、月12日以内

06 病児・病後児保育事業

病気やけが、または病気回復期にある保育園に通うこどもで、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所において、一時的に保育を行います。

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	11	11	11	11	11
確保の内容(B)	11	11	11	11	11
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：(病児) 健和会病院 おひさま“はるる” (病後児) 上片桐保育園

07 保育サポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児から小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

（単位：人日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	27	27	27	27	27
確保の内容（B）	27	27	27	27	27
未就学児対象	25	25	25	25	25
就学児対象	2	2	2	2	2
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※明確な利用定員はないため、量の見込みを確保の内容にします。

※実施場所：依頼者自宅や子育て支援センターおひさま など

08 利用者支援事業

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施します。

（単位：か所）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保の内容（B）	1	1	1	1	1
こども家庭センター	1	1	1	1	1

【確保の内容】

※現在の提供体制を維持します。

※実施場所：保健福祉課こども家庭センター係

09 妊婦健診事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費で負担します。

(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130
確保の内容	1,130	1,130	1,130	1,130	1,130

【確保の内容】

※現在の提供体制を維持します

10 乳児全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	70	70	70	70	70
確保の内容（B）	70	70	70	70	70
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※現在の提供体制を維持します。

11 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	12	12	12	12	12
確保の内容（B）	12	12	12	12	12
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※相談事業を通じて要支援家庭を把握しながら、事業を実施します。

12 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

こどもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

計画期間における実施見込は未定です。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、また行事への参加に要する費用等を助成する事業です。計画期間における実施見込は未定です。

14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

計画期間における実施見込は未定です。

15 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

（単位：人日/年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	141	138	134	130	127
確保の内容（B）	141	138	134	130	127
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※必要な利用者に対し事業を実施します。

16 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

計画期間における実施見込は未定です。

17 親子関係形成支援事業

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の支援を行います。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6	6	6	5	5
確保の内容(B)	6	6	6	5	5
B-A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※現在の提供体制を維持します。(ペアレント・トレーニング等)

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行います。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0	8	8	9	9
0歳児	0	4	4	5	5
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
確保の内容(B)	0	3	3	3	3
B-A	0	5	5	6	6

【確保の内容】

※利用ニーズを把握し、提供体制を検討します。

19 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談や援助を行います。

(単位：人日)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	210	210	210	210	210
確保の内容(B)	210	210	210	210	210
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※妊娠届提出時（母子手帳交付時）やその他の機会において、事業を実施します。

20 産後ケア事業

出産後6か月以内の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状況に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行います。

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	21	21	21	21	21
確保の内容(B)	21	21	21	21	21
B - A	0	0	0	0	0

【確保の内容】

※町内外の医療機関等に受け入れを依頼しており、現在の提供体制を維持します。

2. 松川町こども計画策定のためのアンケート調査

調査の目的および対象者

● 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

子ども・子育て支援法に基づく「松川町子ども・子育て支援事業計画」策定にあたり、町民のニーズを把握することを目的として実施しました。

【対象者】

調査対象者… 小学校就学前（乳幼児）の児童の保護者
小学校低学年（１～３年生）の児童の保護者
調査期間… 令和６年３月１日～令和６年３月２５日
調査方法… 保育園・小学校を通じた配布・回収（一部郵送）

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	416	256	61.5%
就学児童（１～３年生）	291	185	63.6%
合計	707	441	62.4%

● 第１期松川町こども計画策定のためのアンケート調査

「第１期 松川町こども計画」の策定にあたり、国が示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こどもや若者の意見を聴き、計画へ盛り込むことを目的として実施しました。

【対象者】

01 こども世代向けアンケート

調査対象者… 町内在住の小学４年生から中学３年生までの児童及び生徒
調査期間… 令和６年８月３０日～令和６年９月２７日
調査方法… ながの電子申請サービスによるWEB上での回答

02 高校生・若者の意識と生活に関するアンケート

調査対象者… 町内在住の１５歳から２９歳までの方
調査期間… 令和６年１０月１日～令和６年１０月１８日
調査方法… ながの電子申請サービスによるWEB上での回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
こども世代	644	64	9.9%
高校生・若者	300	69	23.0%
合計	944	133	14.1%

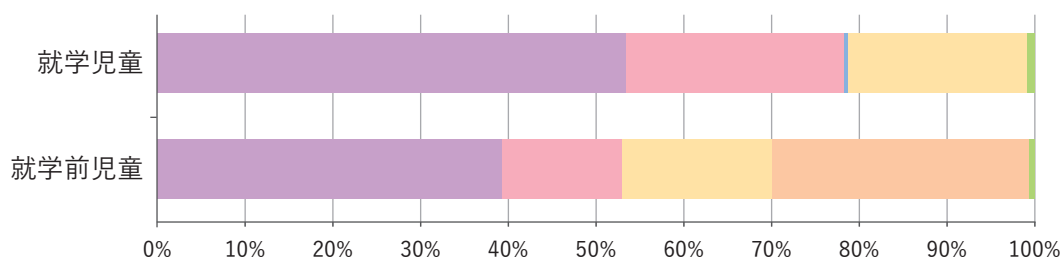
調査結果の詳細（内容）

● 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

01 こどもの育ちをめぐる環境について

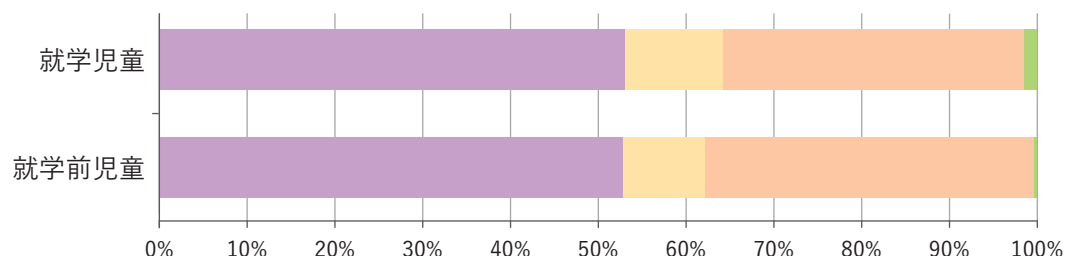
1. こどもとの関わりと子育ての環境

子育てに日常的に関わっている方では、乳幼児では「父母ともに」が 70.9%と最も高く、次いで「保育園」が 50.8%、就学児童では「父母ともに」が 67.7%と最も高く、次いで「母親」が 31.4%、となっており、父母ともに子育てへの関わりが深くなっています。



	就学前児童	就学児童
■ 父母ともに	70.9%	67.6%
■ 母親	24.8%	31.4%
■ 父親	0.0%	0.5%
■ 祖父母	30.7%	25.9%
■ 保育園・学校等	53.2%	0.0%
■ その他	1.2%	1.1%

子育てに影響すると思われる環境では、「家庭」が乳幼児で 95.7%、就学児童で 96.8%であり、乳幼児での「保育園等」（67.7%）、就学児童での「学校」（62.7%）といった教育・保育施設以上に家庭環境が重要視されています。

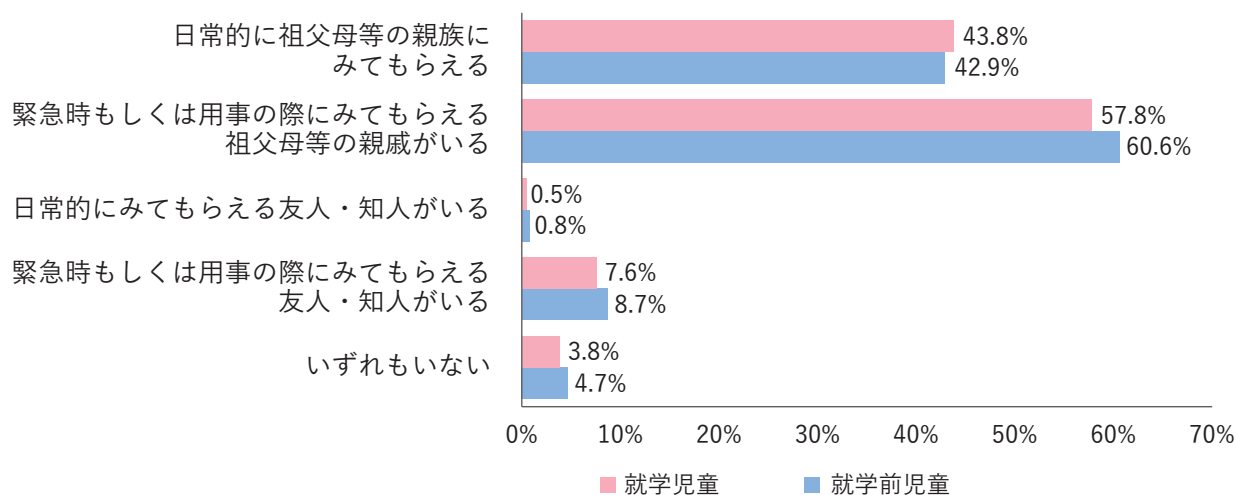


	就学前児童	就学児童
■ 家庭	95.7%	96.8%
■ 地域	16.9%	20.5%
■ 保育園・学校等	67.7%	62.7%
■ その他	0.8%	2.7%

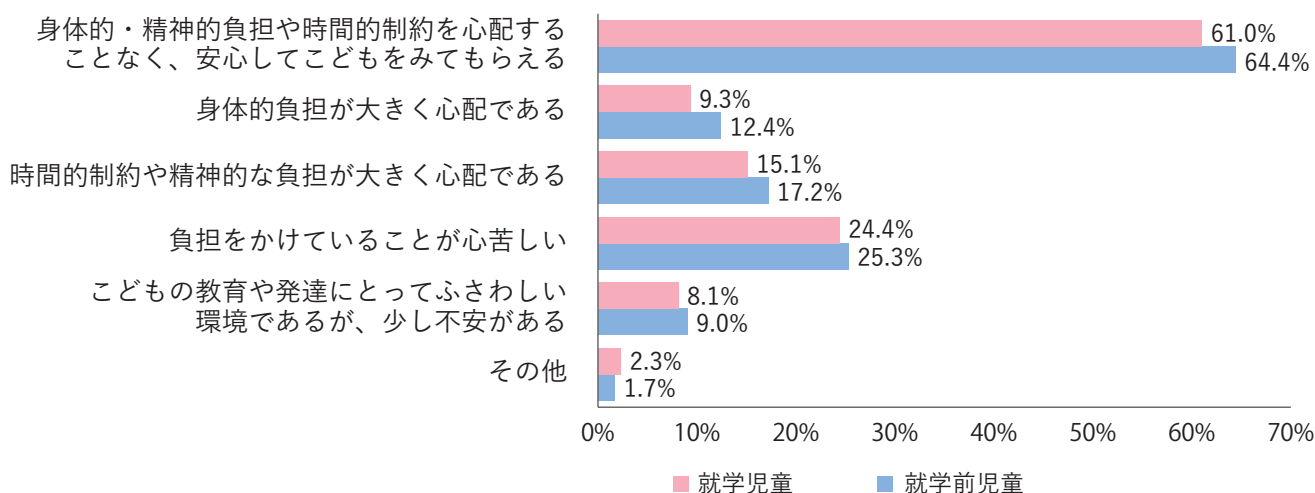
2. こどもをみてもらえる状況

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が乳幼児で 60.6%、就学児童で 57.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が乳幼児で 42.9%、就学児童で 43.8%となっており、身近な所に親族がおり、必要に応じて子育てに協力してもらっていることが伺えます。

また、「緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる」が乳幼児で 8.7%、就学児童で 7.6%、「日常的にこどもをみえもらえる友人・知人がいる」が乳幼児で 0.8%、就学児童で 0.5%となっており、こどもをみてもらえる友人・知人は祖父母等親族に比べて低くなっています。

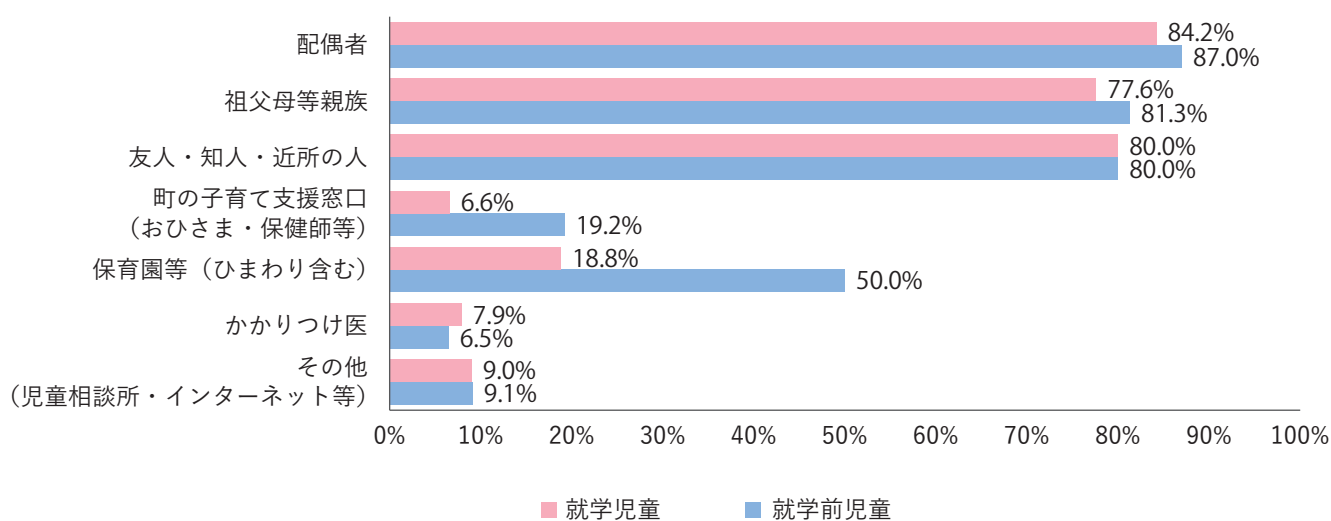


祖父母等の親族にみてもらっている状況では、「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が乳幼児で 64.4%、就学児童で 57.8%と安心してみてもらえる一方で、「負担をかけていることが心苦しい」が乳幼児で 25.3%、就学児童で 24.4%、「時間的制約や精神的負担が大きく心配である」が乳幼児で 17.2%、就学児童で 15.1%と親族への負担を心配する人もみられます。



3. 相談できる人（場所）

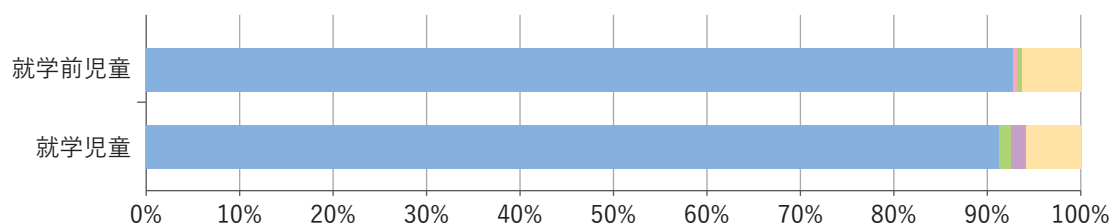
子育てについて、気軽に相談できる人（場所）の有無では、「いる（ある）」が乳幼児で90.6%、就学児童で89.2%となっています。その相手（場所）としては、乳幼児では「配偶者」が87.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が81.3%、「友人や知人」が71.7%、就学児童では「配偶者」が84.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が77.6%、「友人や知人」が73.3%となっており、乳幼児、就学児童ともに、配偶者や祖父母等の親族への相談の割合が高くなっています。



02 保護者の就労状況について

【父親の就労状況】

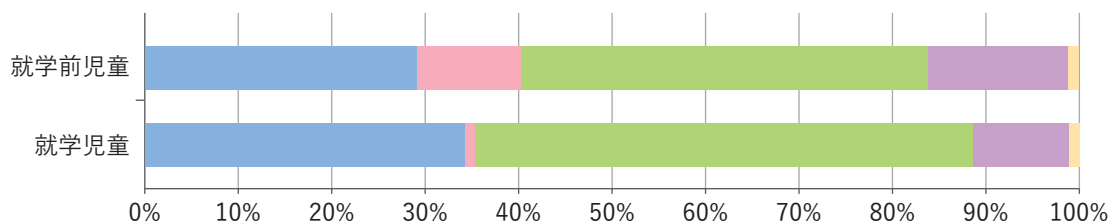
「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が乳幼児では90.9%、就学児童では93.0%となっており、フルタイムの割合が高くなっています。



	就学前児童	就学児童
■ フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	90.9%	93.0%
■ フルタイムで就労しており、育休・介護休業中である	1.2%	0.0%
■ パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	1.6%	0.5%
■ 以前は就労していたが、現在は就労していない	0.0%	0.5%
■ 未回答	6.3%	5.9%

【母親の就労状況】

乳幼児では、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が41.3%、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が27.6%となっています。就学児童では、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が53.0%、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が34.1%となっています。乳幼児での母親に比べて就学児童の母親で就労している人の割合が高くなっています。



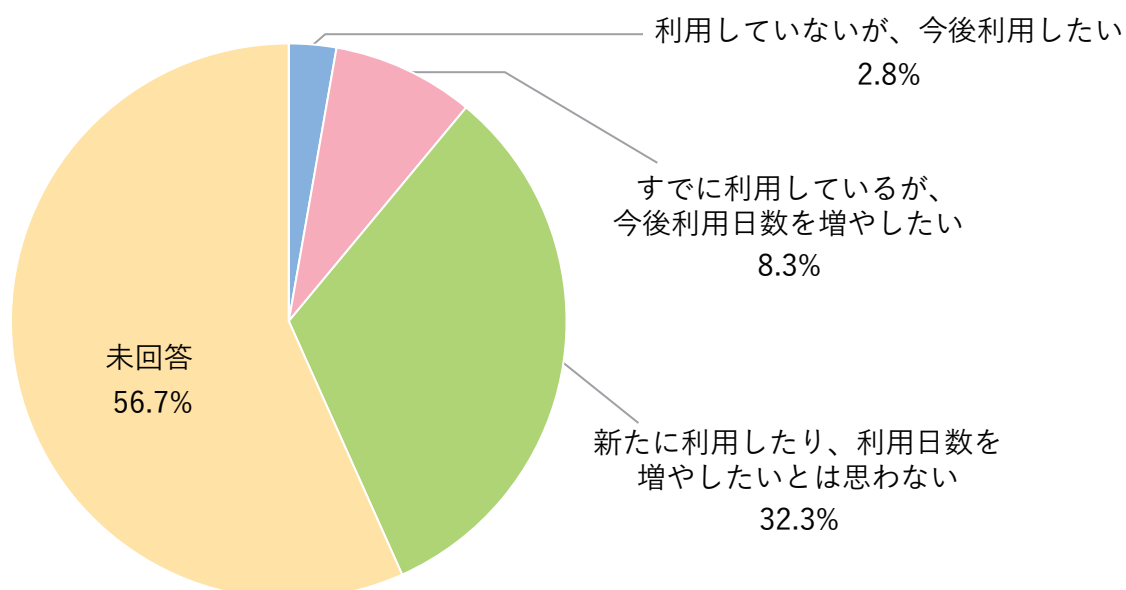
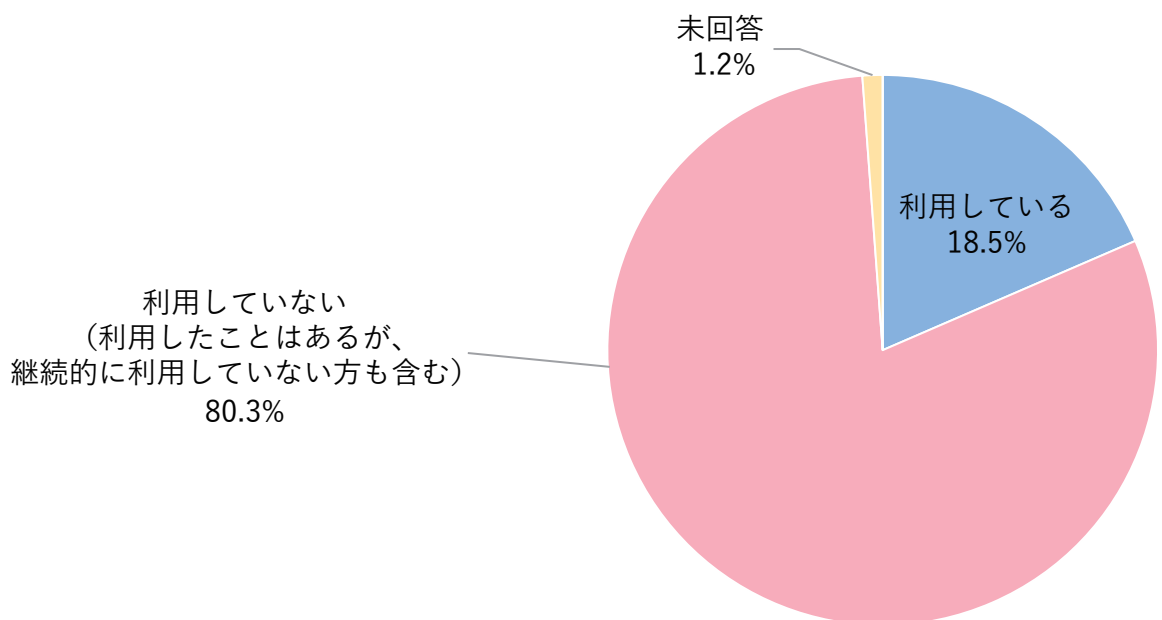
	就学前児童	就学児童
■ フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	27.6%	34.1%
■ フルタイムで就労しており、育休・介護休業中である	10.6%	1.1%
■ パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	41.3%	53.0%
■ 以前は就労していたが、現在は就労していない	14.2%	10.3%
■ 未回答	1.2%	1.1%

03 地域の子育て支援事業の利用状況について

【乳幼児】

現在、子育て支援センターの利用状況は、「利用している」が 18.5%、「利用していない（利用したことはあるが、継続的に利用していない方も含む）」が 80.3% となっています。

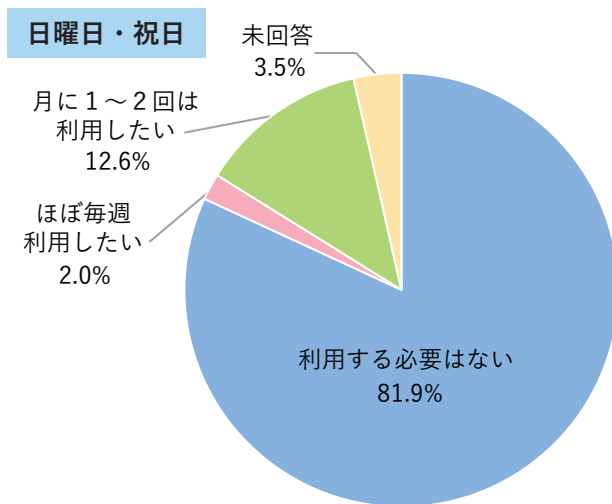
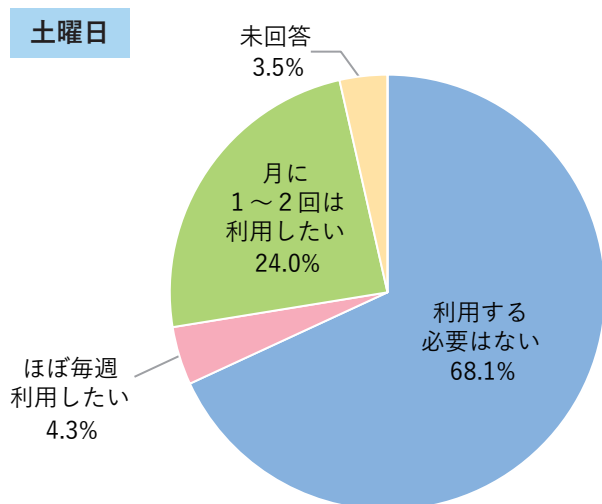
子育て支援センターの今後の利用意向は、「利用していないが今後利用したい」が 2.8%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 8.3%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 32.3% となっています。



04 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用について

【乳幼児】

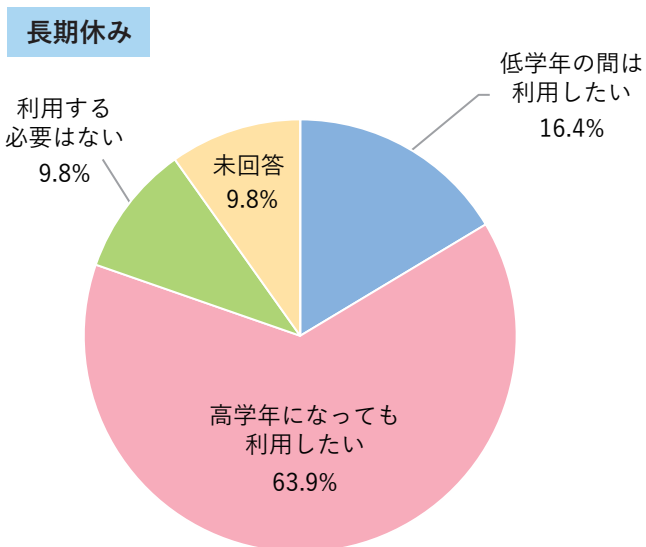
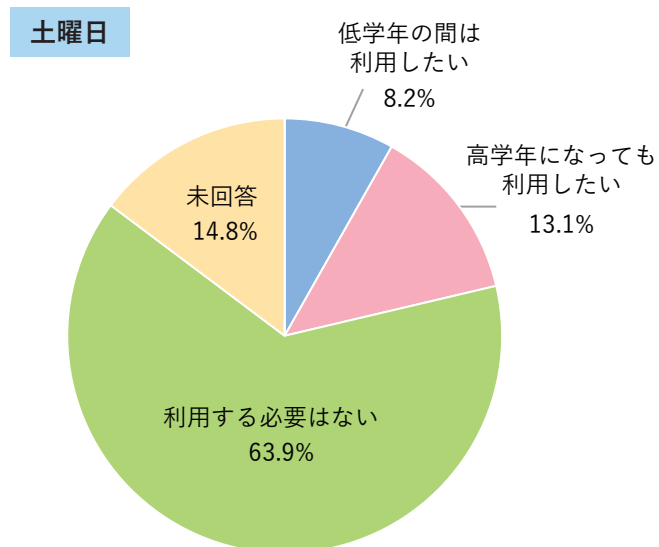
土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望では、「利用する必要はない」が土曜日で 68.1%、日曜日・祝日で 81.9%、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日で 4.3%、日曜日・祝日で 2.0%、「月に 1～2 回は利用したい」が土曜日で 24.0%、日曜日・祝日で 12.6%となっています。



【就学児童】

小学校低学年または高学年で「児童館」の利用を希望する人の、土曜日と長期休みの児童館の利用希望では、「低学年の間は利用したい」が土曜日で 11.8%、長期休みで 35.3%となっています。また、「高学年になっても利用したい」が土曜日で 17.6%、長期休みで 47.1%となっています。

土曜日の利用希望に比べて、長期休みの利用希望は高くなっており、平日の就労の際などにこどもの過ごす場所として求められていることが伺えます。



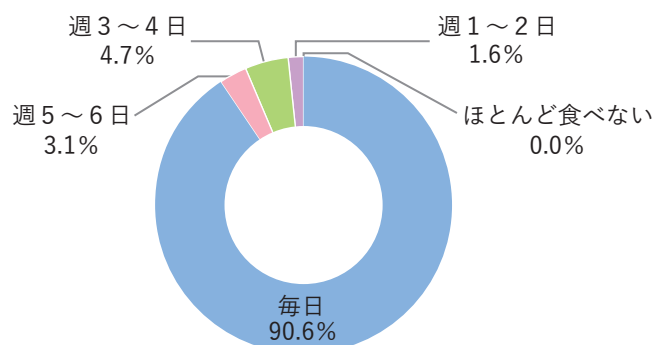
● 第1期松川町こども計画策定のためのアンケート調査

【こども世代向けアンケート：小学4年生から中学3年生】

01 普段の生活について

Q. あなたは、週にどのくらい朝食をとっていますか。

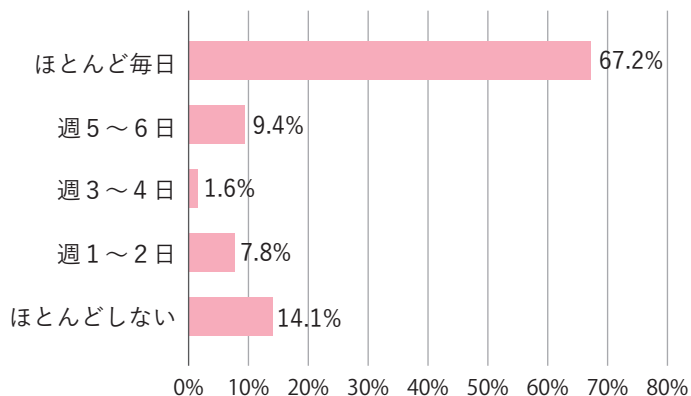
	回答数	割合
毎日	58	90.6%
週5～6日	2	3.1%
週3～4日	3	4.7%
週1～2日	1	1.6%
ほとんど食べない	0	0.0%



Q. あなたは、家族（おとなの人）と、次のことをどのくらいしますか。

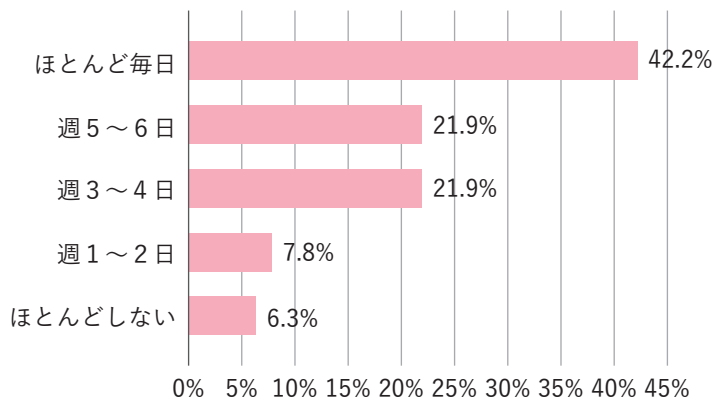
・一緒に朝食をとる

	回答数	割合
ほとんど毎日	43	67.2%
週5～6日	6	9.4%
週3～4日	1	1.6%
週1～2日	5	7.8%
ほとんどしない	9	14.1%



・学校や友だちなどのことについて話す

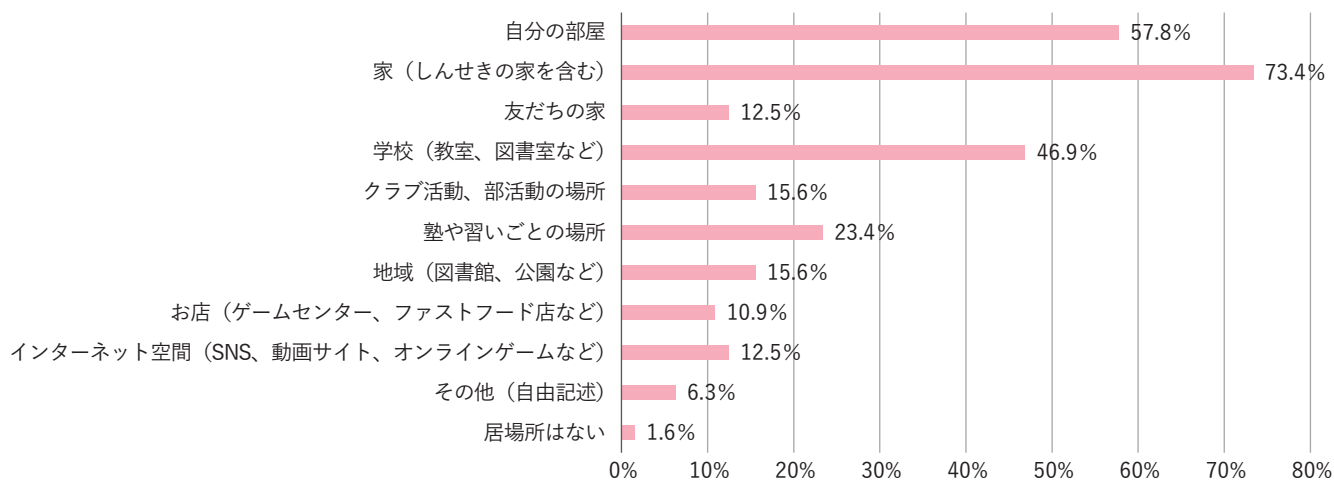
	回答数	割合
ほとんど毎日	27	42.2%
週5～6日	14	21.9%
週3～4日	14	21.9%
週1～2日	5	7.8%
ほとんどしない	4	6.3%



02 居場所について

Q. あなたにとっての居場所とは、どんなところですか。

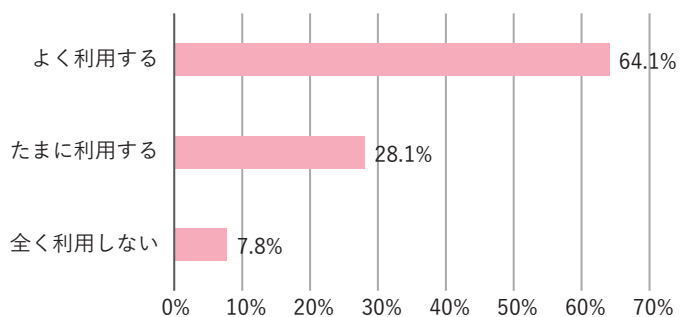
	回答数	割合
自分の部屋	37	57.8%
家（しんせきの家を含む）	47	73.4%
友だちの家	8	12.5%
学校（教室、図書室など）	30	46.9%
クラブ活動、部活動の場所	10	15.6%
塾や習いごとの場所	15	23.4%
地域（図書館、公園など）	10	15.6%
お店（ゲームセンター、ファストフード店など）	7	10.9%
インターネット空間（SNS、動画サイト、オンラインゲームなど）	8	12.5%
その他（自由記述）	4	6.3%
居場所はない	1	1.6%



03 インターネットの利用について

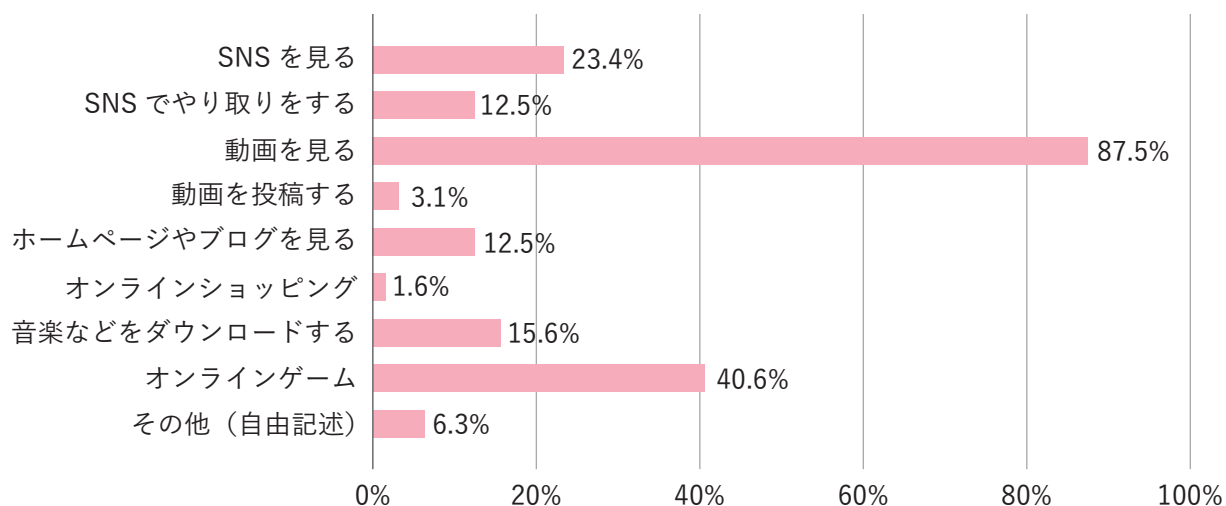
Q. あなたは、普段からインターネットを利用しますか。

	回答数	割合
よく利用する	41	64.1%
たまに利用する	18	28.1%
全く利用しない	5	7.8%



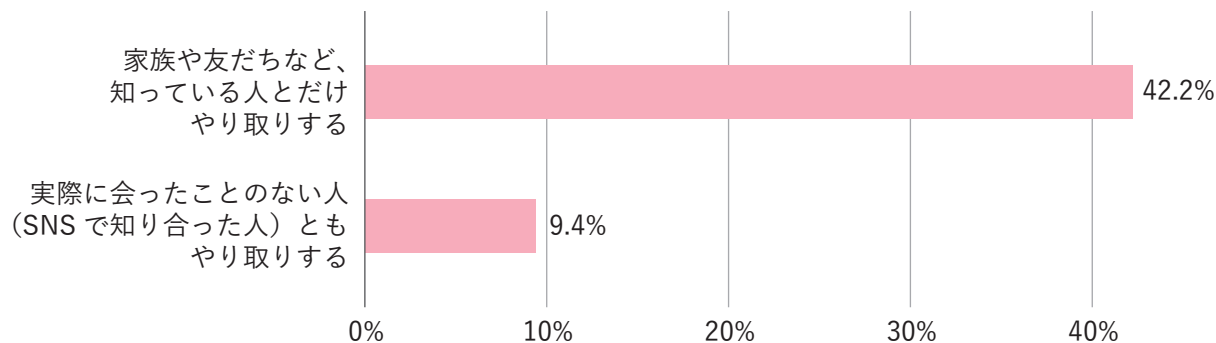
Q. インターネットを利用して、どんなことをしていますか。

	回答数	割合
SNSを見る	15	23.4%
SNSでやり取りする	8	12.5%
動画を見る	56	87.5%
動画を投稿する	2	3.1%
ホームページやブログを見る	8	12.5%
オンラインショッピング	1	1.6%
音楽などをダウンロードする	10	15.6%
オンラインゲーム	26	40.6%
その他（自由記述）	4	6.3%



Q. あなたは、以下のどちらにあてはまりますか。

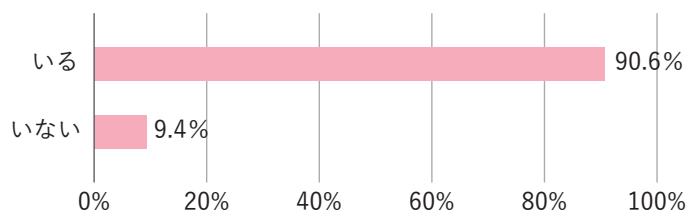
	回答数	割合
家族や友だちなど、知っている人とだけやり取りする	27	42.2%
実際に会ったことのない人（SNSで知り合った人）ともやり取りする	6	9.4%



04 自分の気持ちや悩みごとについて

Q. あなたには、悩んだり、困ったりしたときに相談できる人はいますか。

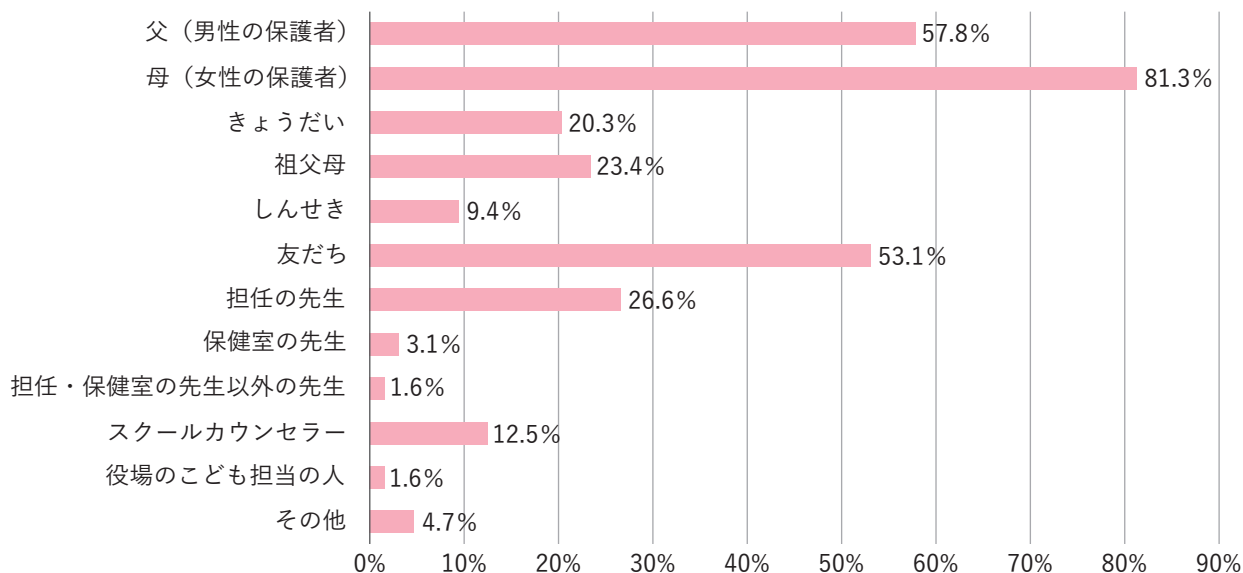
	回答数	割合
いる	58	90.6%
いない	6	9.4%



Q. <「いる」を選んだ方のみ：複数回答>

あなたが相談したり、悩みや困りごとを話せる人は誰ですか。

	回答数	割合
父（男性の保護者）	37	57.8%
母（女性の保護者）	52	81.3%
きょうだい	13	20.3%
祖父母	15	23.4%
しんせき	6	9.4%
友だち	34	53.1%
担任の先生	17	26.6%
保健室の先生	2	3.1%
担任・保健室の先生以外の先生	1	1.6%
スクールカウンセラー	8	12.5%
役場のこども担当の人	1	1.6%
その他	3	4.7%

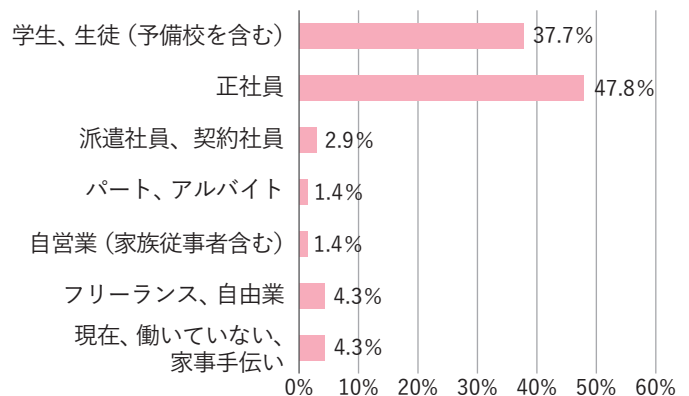


【高校生・若者の意識と生活に関するアンケート】

01 あなたについて

Q. あなたの現在の主な職業を教えてください。

	回答数	割合
学生・生徒（予備校等含む）	26	37.7%
正社員	33	47.8%
派遣社員、契約社員	2	2.9%
パート、アルバイト	1	1.4%
自営業（家事従事者含む）	1	1.4%
フリーランス、自由業	3	4.3%
現在働いていない、家事手伝い	3	4.3%

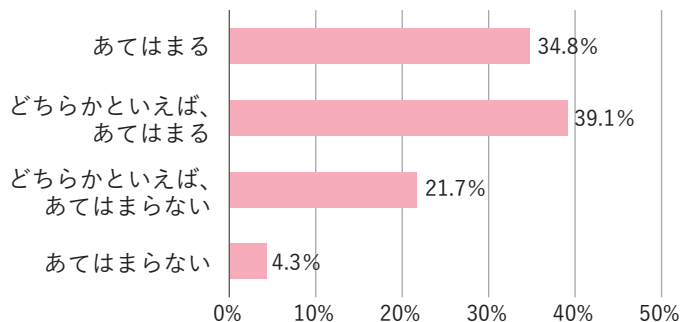


02 自分の気持ちや悩みごとについて

Q. あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。

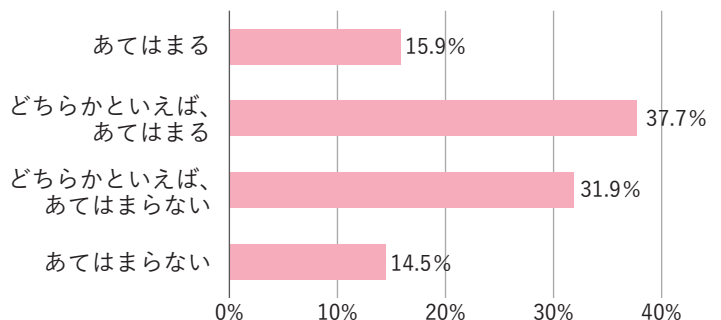
- ・自分を大切な存在だと思う

	回答数	割合
あてはまる	24	34.8%
どちらかといえば、あてはまる	27	39.1%
どちらかといえば、あてはまらない	15	21.7%
あてはまらない	3	4.3%



- ・自分の将来に明るい希望を持っている

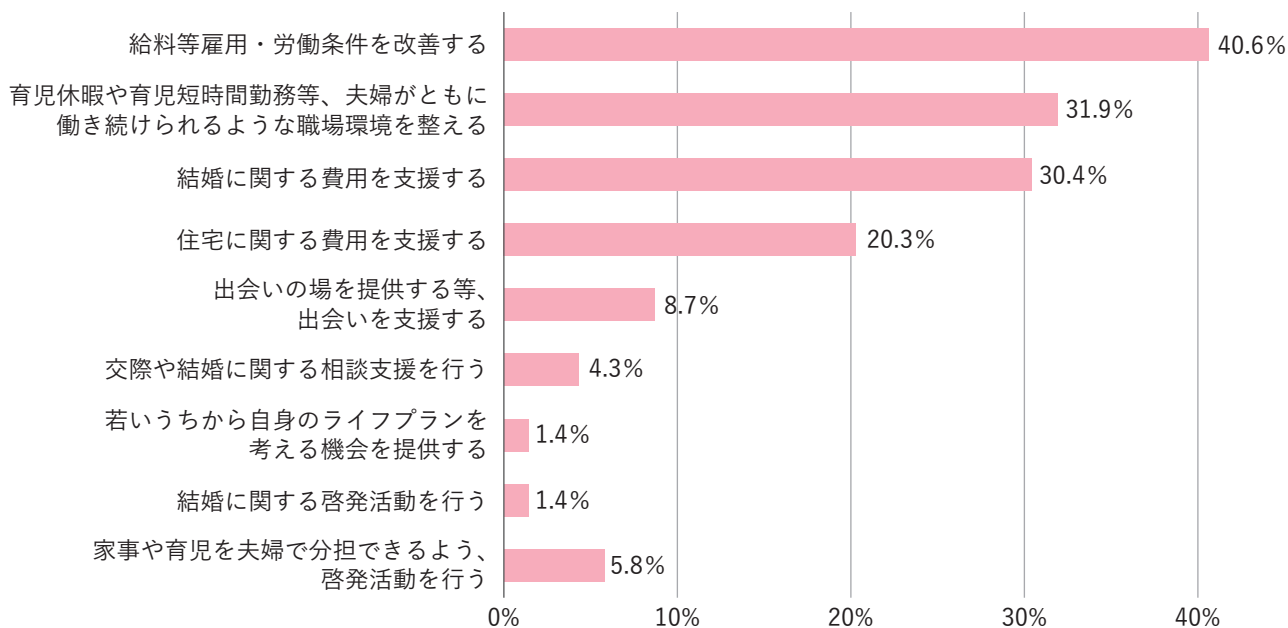
	回答数	割合
あてはまる	11	15.9%
どちらかといえば、あてはまる	26	37.7%
どちらかといえば、あてはまらない	22	31.9%
あてはまらない	10	14.5%



03 結婚について

Q. 結婚を望む方が結婚できる環境を整えるために、どのような支援が必要だと思いますか。

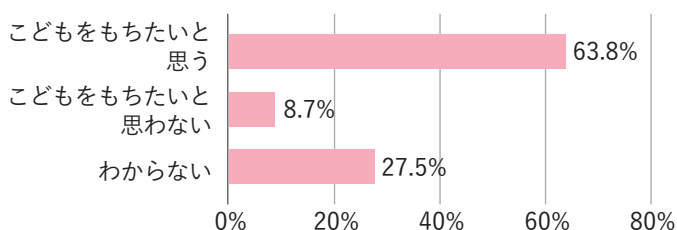
	回答数	割合
給料等雇用・労働条件を改善する	28	40.6%
育児休暇や育児短時間勤務等、夫婦がともに働き続けられるような職場環境を整える	22	31.9%
結婚に関する費用を支援する	21	30.4%
住宅に関する費用を支援する	14	20.3%
出会いの場を提供する等、出会いを支援する	6	8.7%
交際や結婚に関する相談支援を行う	3	4.3%
若いうちから自身のライフプランを考える機会を提供する	1	1.4%
結婚に関する啓発活動を行う	1	1.4%
家事や育児を夫婦で分担できるよう、啓発活動を行う	4	5.8%



04 こどもをもつことについて

Q. あなた自身がこどもをもつことについて、どう思いますか。すでにいらっしゃる場合は、今後のご希望について。

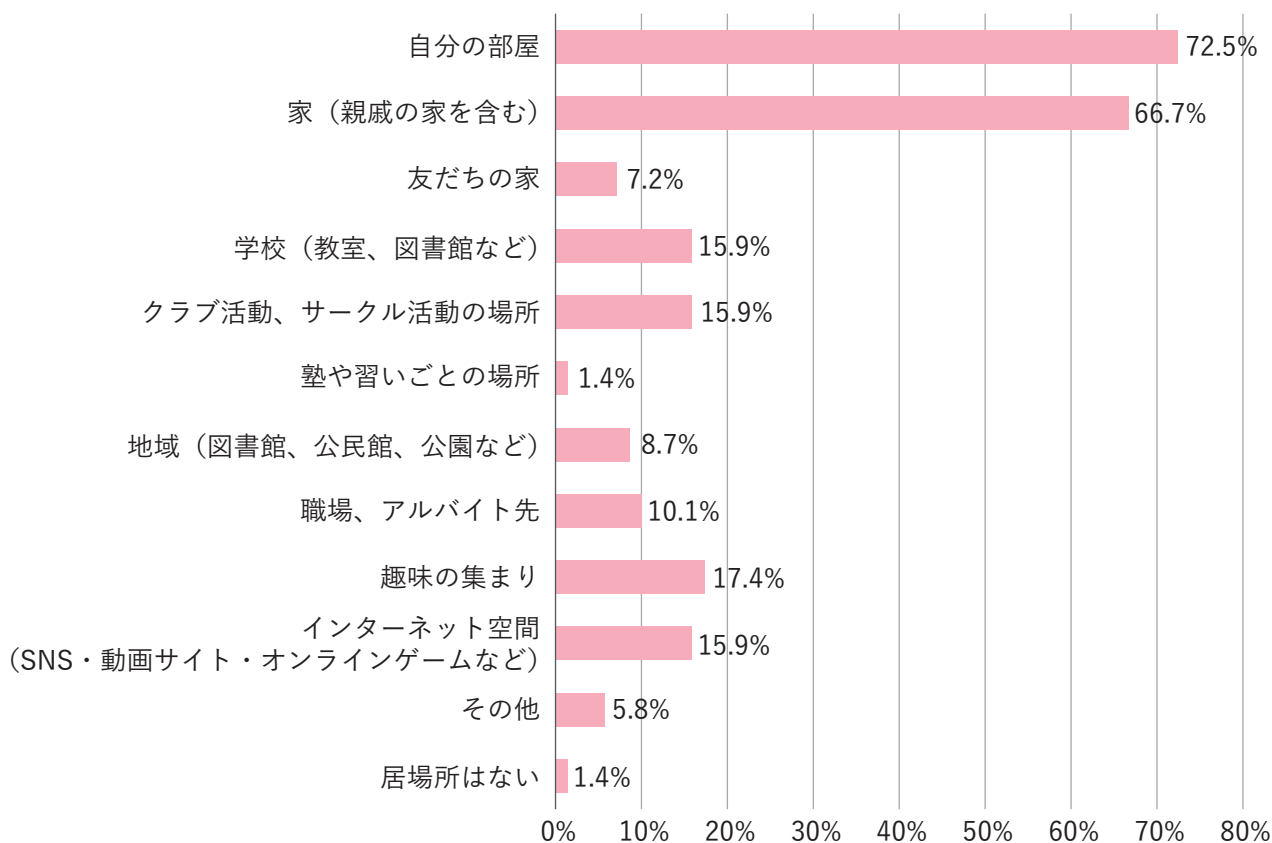
	回答数	割合
こどもをもちたいと思う	44	63.8%
こどもをもちたいと思わない	6	8.7%
わからない	19	27.5%



05 居場所について

Q. あなたにとっての居場所とは、どんなところですか。

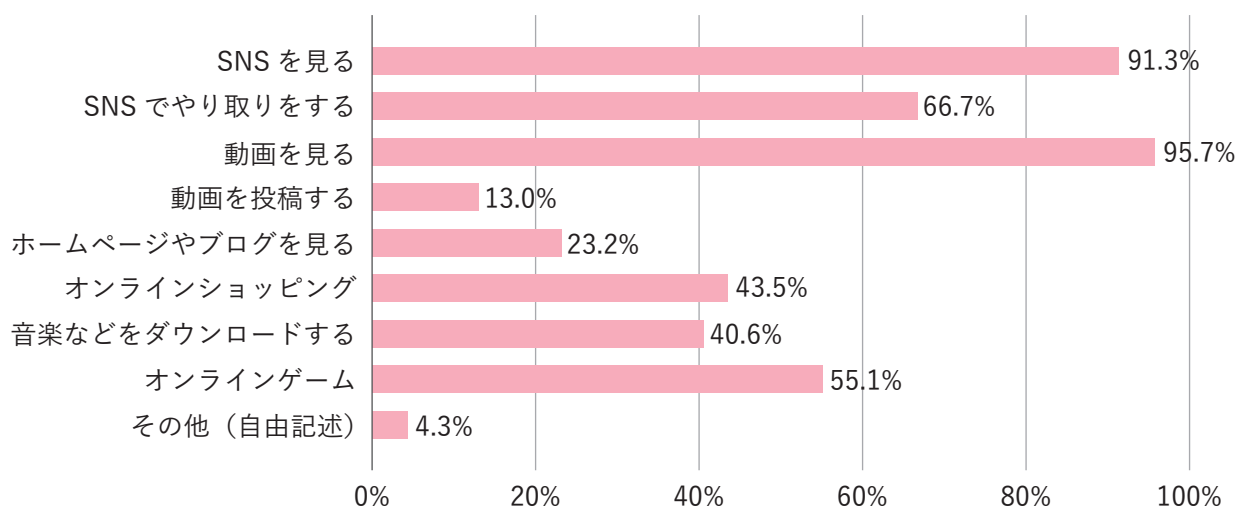
	回答数	割合
自分の部屋	50	72.5%
家（親戚の家を含む）	46	66.7%
友だちの家	5	7.2%
学校（教室、図書室など）	11	15.9%
クラブ活動・サークル活動の場所	11	15.9%
塾や習いごとの場所	1	1.4%
地域（図書館、公民館、公園など）	6	8.7%
職場、アルバイト先	7	10.1%
趣味の集まり	12	17.4%
インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）	11	15.9%
その他	4	5.8%
居場所はない	1	1.4%



06 インターネットについて

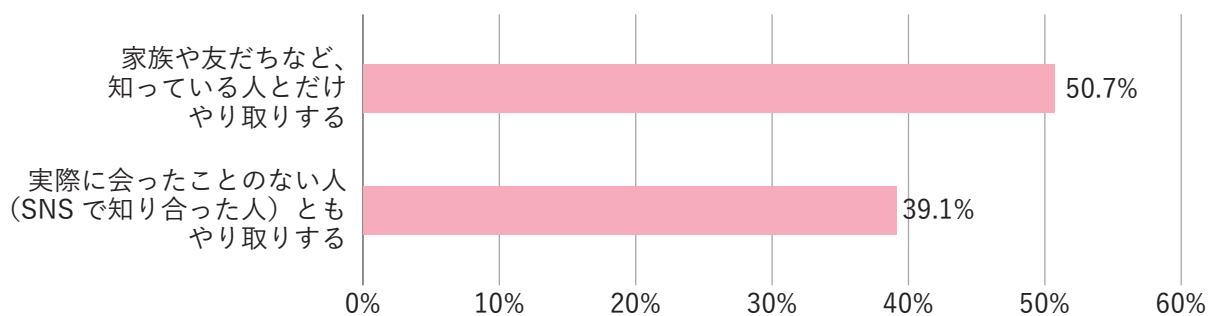
Q. インターネットを利用して、どんなことをしていますか。

	回答数	割合
SNSを見る	63	91.3%
SNSでやり取りする	46	66.7%
動画を見る	66	95.7%
動画を投稿する	9	13.0%
ホームページやブログを見る	16	23.2%
オンラインショッピング	30	43.5%
音楽などをダウンロードする	28	40.6%
オンラインゲーム	38	55.1%
その他（自由記述）	3	4.3%



Q. あなたは、以下のどちらにあてはまりますか。

	回答数	割合
家族や友だちなど、知っている人とだけやり取りする	35	50.7%
実際に会ったことのない人（SNSで知り合った人）ともやり取りする	27	39.1%



令和6年度 子ども・子育て会議名簿

区分	職名	氏名
町議会議員	社会文教委員会	松井 悦子 ～R6.11.29
町議会議員	社会文教委員会	坂本 勇治 ～R6.11.29
町議会議員	社会文教委員会	谷川 博昭 R6.11.30～
町議会議員	社会文教委員会	柳原 猛 R6.11.30～
教育委員	教育委員	矢澤 満
民生児童委員	主任児童委員	池上 幸治
民生児童委員	主任児童委員	宮下千代子
小中学校 P T A 連絡協議会	中央小学校 P T A 会長	米山 毅彦
小中学校校長会	中央小学校 校長	牧内 優幸
小中学校 養護教諭部会	中央小学校 養護教諭	井出 霞
保育園 保護者会連合会	会長	横山 太志
名子児童館 保護者会	会長	前沢 美和
上片桐児童館 保護者会	会長	谷口 采那
その他町長が 必要と認める者	飯田短期大学	中本 貴規
その他町長が 必要と認める者	有識者	齊藤 弘子
その他町長が 必要と認める者	子育て支援センター おひさまクラブ代表	大澤紗央璃
その他町長が 必要と認める者	ミニミニたんぽぽの会代表	宮下美紀子
公募委員		北原ますみ
公募委員		大島 理可
公募委員		石田香栄子

松川町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 7 月 1 日
告示第 10 号

● 目 的 ●

第 1 条

子どもや子育て当事者、子ども・子育て支援関係者等から広く意見を聴取し、子どもや子育て家庭の状況及びニーズに即した子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に展開することを目的として、松川町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

● 所 掌 事 項 ●

第 2 条

会議は、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議する。

- (1) こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に規定する子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援施策の展開に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) その他、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

● 組 織 ●

第 3 条

会議は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 議会議員
- (2) 教育委員
- (3) 主任児童委員
- (4) 小中学校 PTA 連合会
- (5) 小中学校校長会
- (6) 小中学校養護教諭部会
- (7) 保育園保護者会連合会
- (8) 児童館保護者会
- (9) 公募委員
- (10) その他町長が必要と認める者

2 委員の定数は 20 人以内とする。

● 任 期 ●

第 4 条

会議の委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

● 会 長 及 び 副 会 長 ●

第 5 条

会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

● 会 議 ●

第6条

会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

● 事 務 局 ●

第7条

会議の事務局は保健福祉課内に置く。

● 委 任 ●

第8条

この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

● 施行期日 ●

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(松川町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 松川町次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱（平成17年松川町要綱第17号）は廃止する。

附 則（令和6年告示第46-2号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

